

楽天生命の現状 **2019**

●お問い合わせ窓口

2019年6月より、楽天生命に関するお問い合わせは楽天保険の総合窓口にて承ります。

【楽天保険の総合窓口】
お客様サポートデスク(総合窓口)

0120-849-150 (無料)

受付時間 平日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~17:00

保険金サポートデスク

0120-849-151 (無料)

受付時間 平日、土日祝日 9:00~18:00

楽天生命ご契約者様は、これまでのお電話番号も引き続きご利用いただけます。
お電話は楽天保険の総合窓口にお繋ぎいたします。

【楽天生命保険】
お客様サポートデスク(総合窓口)

0120-977-010 (無料)

受付時間 平日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~17:00

保険金サポートデスク

0120-977-002 (無料)

受付時間 平日、土日祝日 9:00~18:00

下記お電話番号は楽天生命にお繋ぎいたします。

【楽天生命保険】
個人情報窓口(ご相談・苦情)

0120-977-677 (無料)

受付時間 平日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~17:00

目次

楽天株式会社 代表取締役会長兼社長 ごあいさつ.....	03
楽天の保険グループについて.....	04
楽天インシュアランスホールディングスについて／楽天生命について.....	05
■ 決算の報告	
2018年度における事業の概況.....	06
■ お客さまと私たち	
お客さまへの情報提供.....	09
新商品開発の状況.....	10
保険商品一覧.....	10
幅広いお客さまとの接点.....	14
代理店教育制度.....	15
保険金等の支払い態勢.....	15
お客さまの声への対応.....	16
金融ADR制度（裁判外紛争解決手続）について.....	18
■ コーポレートガバナンス	
リスク管理の態勢.....	20
第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストについて.....	22
コンプライアンス（法令等遵守）態勢.....	23
反社会的勢力との関係遮断のための基本方針.....	24
内部統制基本方針.....	25
個人情報保護方針について.....	26
プライバシーポリシー.....	27
お客さま本位の業務運営方針.....	29
情報システムの活用状況.....	30
社会貢献活動について.....	31
■ データ編	32

**「安心」を
届ける保険で、
人々と社会を
エンパワーメント**

ごあいさつ

楽天は、1997年の創業以来、イノベーションを創出しながらその歩を進めてきました。現在、国内外においてEコマースをはじめ、トラベル、デジタルコンテンツ、通信などのインターネットサービス、さらにフィンテック(金融)の分野においても、クレジットカード、銀行、証券、電子マネーなど様々なサービスを提供しています。これらのサービスを、楽天会員を中心としたメンバーシップを軸に有機的に結び付けることで、他にはない独自の「楽天エコシステム(経済圏)」を形成しています。

保険グループにおきましては、2018年7月に新たに設立した「楽天インシュアランスホールディングス」のもと、生命保険・損害保険・ペット保険を提供しています。2019年6月には、グループ内の保険代理店である「楽天インシュアランスプランニング」の機能を大幅に強化し、新たに「楽天保険の総合窓口」を開設しました。これまで提供会社ごとに設けていた窓口を集約することで、保険の種別や提供会社に関わらず、楽天の保険グループが取り扱うすべての商品について、お客様からのご相談やお問い合わせ、ご契約のお手続きをワンストップでお受けすることができるようになりました。

「楽天インシュアランスホールディングス」は今後も、お客様の日々の暮らしや大切な人を想う気持ちに寄り添いながら、質の高い商品および利便性の高いサービスの提供に、一丸となって取り組んでまいります。今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

楽天株式会社
代表取締役会長兼社長

三木 浩史



楽天の保険グループは、イノベーションを通じて人々と社会をエンパワーメントすることを目指し、満足度の高い保険商品・サービスを提供します。



楽天保険グループ
インシュアランスホールディングス



楽天少額短期保険株式会社
代表取締役社長
有働 知恵美

楽天生命保険株式会社
代表取締役社長
新開 保彦

楽天インシュアランスホールディングス株式会社
代表取締役社長
橋谷 有造

楽天インシュアランスプランニング株式会社
代表取締役社長
並木 哲也

楽天損害保険株式会社
代表取締役社長
多田 健太郎

楽天インシュアランスホールディングスについて

楽天インシュアランスホールディングス株式会社は、楽天の保険グループ(楽天生命・楽天損保・楽天ペット保険・楽天インシュアランスプランニング)を統括する会社です。上記各社が統一的・迅速・的確に意思決定を行い、お客さまにより良いサービスを提供するため2018年7月に設立されました。

2019年6月には、楽天インシュアランスプランニングの機能を大幅に強化し、「楽天保険の総合窓口」を開設しました。これによりお客さまは、生命保険、損害保険、ペット保険の枠にとらわれず、楽天保険グループの商品についてのご相談やお問い合わせ、ご契約者さまのお手続きをワンストップで受けることができるようになりました。

楽天インシュアランスホールディングスのもと、各社は相互にシナジーを創出しつつ革新的なイノベーションを実現し、一層の成長を目指しています。

楽天生命について

楽天生命は、楽天の保険グループにおける中核事業の一つです。シンプルな定期保険や、医療保険・がん保険、若年層向けの総合保障保険、さらに住宅ローン向けの団体信用生命保険などを販売しています。全国で展開する対面代理店チャンネルや、楽天会員基盤を中心に幅広く展開するインターネットチャンネルなど、さまざまなご提案経路を有しております。また、2019年6月からは、「楽天保険の総合窓口」が開設され、より一層のお客さま利便性の向上を図っております。いつの時代も欠かさない「安心」と「信頼」を皆さまにお届けする、身近で親しみやすい生命保険会社として、また楽天グループの技術力を活かした先進的な生命保険会社として、楽天生命は広く人々と社会に活力を提供し続けることをお約束いたします。

Rakuten
楽天生命

2018年度における事業の概況

主要業績

■経営活動の概況

2018年シーズンより、プロ野球チーム「東北楽天ゴールデンイーグルス」の本拠地球場のネーミングライツ「楽天生命パーク宮城」を開始しました。また、同チーム主催試合において「楽天生命ナイター」を実施するなど、プロモーションを積極的に実施し、企業名のブランド浸透に大きく貢献しました。これらの施策により生活のさまざまな場面で楽天生命のブランドに触れたお客さまが、希望に沿った方法で検討・加入いただけるよう、商品の販売方法やサービスの拡充を行いました。具体的には、沖縄コンタクトセンターの開設(8月)^(※1)により、商品についてのご案内や問い合わせ対応を拡充しました。さらに継続割引特約(楽天スーパーポイントバック)の開始(7月)、先進医療特約の直接支払いサービスの対象施設の拡充(7月)、音声認識アプリを活用した保険申込の開始(12月)、代理店からの問い合わせ時における声紋認証による本人確認システムの導入(3月)など、利便性向上に向けた取り組みを続けております。

(※1) 2019年6月現在、沖縄コンタクトセンターは、楽天保険の総合窓口として稼働しています。

■新商品・新サービス

商品ラインナップは引き続き拡充に努め、終身医療保険(4月)・終身がん治療保険(9月)を新規に発売したほか、楽天グループ内含む銀行や金融機関において低廉な総合保障型保険や団体信用生命保険の販路を拡大しております。また、10月31日には楽天インシュアランスホールディングス株式会社を引受先とした25億円の増資を実施しております。こ

■2018年度の主要業績

主要業績指標	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
個人保険新契約件数 ^(※2)	73千件	82千件
個人保険新契約年換算保険料 ^(※2)	3,563百万円	4,654百万円
保険料収入	28,634百万円	29,663百万円
基礎利益	△1,914百万円	△2,319百万円
経常利益	△2,444百万円	△2,126百万円
当期純利益	△2,869百万円	△2,119百万円
ソルベンシー・マージン比率	799.5%	887.5%

(※2) 楽天株式会社が一定の条件を満たした楽天会員に提供している1年定期ガン保険(楽天ミニ保険 ガンプラン)を加えた場合、新契約件数は324千件(前年同期比1.8%増)、新契約年換算保険料は4,748百万円(前年同期比29.6%増)となりました。

れにより財務基盤強化を図り、今後の更なる事業拡大のための成長投資を行えるようにし、お客さまから選ばれる保険会社として、更なるサービスの強化に取り組んでまいります。

■保険金等の支払の状況

当期に支払った保険金・給付金は、71,765件、9,763百万円となりました。内訳は、保険金838件、2,928百万円(前期比15.1%増)、給付金70,927件、6,835百万円(前期比4.1%増)です。

■お客さまサービスの向上

お客さま満足度100%の企業を目指して「お客さまの声を聞くこと」を大切にしながら業務改善に取り組んでいます。ご契約の見直しをご検討中または更新期を迎えられたお客さまに対する相談窓口では、保険料の上昇を契機とした支払困難や諸々の不安を解消するために情報提供や保障の見直しをご案内し、「安心」と「満足」をお届けできるよう努めています。

■適正な生命保険募集態勢の確立

当社の募集代理店がお客さまの利益を害することがないよう、営業推進部門から独立した営業コンプライアンス担当者を全国の営業拠点に配置し、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、顧客情報の取扱い等に関する十分な知識の付与及び教育に取り組んでいます。これらの活動を通じ、お客さまの視点に立った商品・サービスの提供に引き続き取り組んでまいります。

■保険料収入

29,663百万円

保険料収入は、お客さまからお支払いいただいた保険料などによるもので、一般事業会社の売上高に相当します。当期の保険料収入は29,663百万円となりました。

■基礎利益

△2,319百万円

基礎利益は生命保険会社の本業の期間損益を示す指標のひとつで、一般事業会社の営業利益や銀行の業務純益に近いものです。お客さま満足度の向上への取り組みや「楽天生命パーク宮城」命名、スタジアム広告掲出など、今後のさらなる成長に向けたマーケティング・宣伝活動への投資により、当期の基礎利益は△2,319百万円となりました。

■当期純利益

△2,119百万円

上記基礎利益及び有価証券売却益の計上等により、当期は△2,119百万円の損失となりました。

■責任準備金

責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として積立てる準備金であり、保険業法により積立てが義務づけられております。当期末の責任準備金は33,494百万円となりました。なお、当社は標準責任準備金を積み立てています。

■資産運用

当社の資産運用にあたっては、保険金及び給付金を将来にわたって確実に支払うことができるよう、安全性、流動性及び収益性の確保が重要な使命と考えております。

安全性を第一義とし流動性及び収益性を重視した運用資産ポートフォリオの構築を図りつつ、運用環境の変化に対応しながら、中・長期的に安定的な収益の確保を目標とし、リスク分散を図りながら有価証券主体の運用を行っています。

新契約・保有契約の状況

■新契約について

82千件

 (個人保険の新契約件数)

4,654百万円

 (新契約年換算保険料)

当期における個人保険の新契約件数は前年同期比12.9%増の82千件、新契約年換算保険料は同じく30.6%増の4,654百万円となりました。なお、楽天株式会社が一定の条件を満たした楽天会員に提供している1年定期ガン保険(楽天ミニ保険 ガンプラン)について、新契約件数及び新契約年換算保険料に加えた場合は、前年同期比1.8%増の324千件、新契約年換算保険料は同29.6%増の4,748百万円となりました。

■保有契約について

864千件

 (保有契約件数)

29,680百万円

 (年換算保険料)

当期末時点の保有契約件数は864千件、年換算保険料は29,680百万円でした。このうち22,222百万円が医療保障・生前給付保障等^(*)によるものです。

また、住宅ローン向けの団体信用生命保険の当期末の被保険者数は22,887人、保有契約高は466,934百万円になりました。

*医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)等に該当する部分の年換算保険料

ソルベンシー・マージン比率

887.5%

十分な水準の支払余力を有しています。

生命保険会社は、将来の支払いに備えて責任準備金を積み立てており、一定程度の保険金等の支払い増加や金利の低下による資産運用益の減少など「通常予測できる範囲のリスク」については、責任準備金で対応できます。一方で、大規模な自然災害による保険金等支払いの急激な増加や運用環境の悪化による株価の大暴落などの「通常の予測を超

えるリスク」に対しては、自己資本や危険準備金などで対応することになります。ソルベンシー・マージン比率は、「通常の予測を超えるリスク」に対して、どの程度自己資本や準備金などの「支払余力」を有するかを示す健全性の指標です。この数値が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。2018年度末におけるソルベンシー・マージン比率は887.5%であり、引き続き十分な水準の支払余力を有しています。

■ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	9,998	10,767
資本金等	2,767	3,148
価格変動準備金	30	34
危険準備金	1,981	2,016
一般貸倒引当金	—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	438	368
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	6,175	6,861
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△1,395	△1,662
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2 + (R_2+R_3+R_7)^2} + R_4$ (B)	2,500	2,426
保険リスク相当額 R_1	946	982
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	988	981
予定利率リスク相当額 R_2	3	3
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	1,416	1,249
経営管理リスク相当額 R_4	100	96
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{\left(\frac{1}{2}\right) \times (B)} \times 100$	799.5%	887.5%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

お客さまへの情報提供

当社の経営・財務内容、商品・サービスをより多くのお客さまにご理解いただけるよう、パンフレット・ウェブサイトなどで情報提供を行っています。

経営全般に関する情報提供

■楽天生命の現状(ディスクロージャー誌)

保険業法第111条に基づき、年度ごとに発行される冊子で、当社の経営・財務内容、商品・サービス内容等について記載されています。どなたでもご覧いただけるよう、本社および営業部に常備するほか、ウェブサイトでもご覧いただけます。

■会社案内

当社の概要・沿革や社会貢献活動等を紹介しています。



■ウェブサイトでの情報提供

当社の概要、沿革、企業理念、商品特長、各種お手続きの方法等をご案内しています。決算および四半期報告についても開示しています。お知らせやニュースリリースについては、タイムリーにウェブサイトに掲出し、適宜、迅速にご案内しています。



ご契約に関する情報提供

■契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり-約款

(1) 契約概要

生命保険をご契約いただく前に、お客さまに確認していただきたい事項(保険商品の仕組みや保障の内容等)を記載しています。

(2) 注意喚起情報

ご契約に際して、お客さまにご注意いただきたい事項(クーリング・オフ制度、告知義務、保険金・給付金が支払われない場合等)を記載しています。

(3) ご契約のしおり-約款

「ご契約のしおり」はご契約にあたっての重要事項、保障内容、諸手続、税法上の特典など保険契約について大切なことながらをわかりやすく説明したもので、「約款」はご契約内容の詳細を記載したものです。これらは保険証券とともにご契約者にお渡ししており、一部商品ではウェブサイトからダウンロードしていただけます。

■商品パンフレット

当社が取り扱う商品について、その特長や保障内容、保険料等をわかりやすく記載しています。

■保険契約に関する意向確認書

お申込みいただく保険契約が、お客さまのニーズ・意向に合致しているかを、お申込み前にご確認いただくためのものです。

不利益情報の提供

お客さまにとって不利益となる情報(告知義務違反となる事項や免責事由等)は、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり-約款」および各種商品パンフレットに記載しています。

当社は代理店教育の一環として、生命保険の募集に際してはお客さまに不利益情報の説明を徹底するよう指導し、お客さまが商品の内容や各種制度について不利益を被ることのないよう努めています。

新商品開発の状況

商品開発にあたっては、生命保険の原点を常に見つめ、お客さまの安心と信頼を最優先に考えてニーズに応じた生命保険商品を開発することを基本方針としています。

この基本方針に基づき、お客さまの声を踏まえ、シンプルで分かりやすい商品からより保障の充実した商品まで、幅広い商品を適正な価格で提供し、お客さま満足度の向上に努めています。

2018年7月に継続割引特約「楽天スーパーポイントバック」の取扱を開始いたしました。継続割引特約は、保険契約の継続状況に応じ、保険料の割引を受けることができる特約で、特に、楽天スーパーポイントでの受け取りをお選びいただいた場合には、割引が大きくなります。楽天カードで保険料を払い込んでいる場合にはさらに割引が大きくなります。

2018年9月に終身がん治療保険「楽天生命スーパーがん保険」を発売しました。この保険はがんの「三大治療」（手術・

化学療法（抗がん剤治療、ホルモン剤治療）・放射線治療）を中心に、がんの治療を長期にわたってサポートするがん保険で、特約の付加により、三大治療だけでなくがん罹患した後の生活費やQOL（クオリティ・オブ・ライフ）向上のための資金など、様々な用途に使える一時金や、がんによる入院の保障、がんの治療を目的とした先進医療による療養の保障など、安心してがんの治療に専念するための手厚い保障を確保することもできます。





2019年4月に医療保険1095「楽天生命医療保険1095α」を発売しました。医療保険1095は病気・ケガでの入院・手術から退院・通院にいたるまでを保障するトータルサポートの医療保険で、「1入院1095日の入院保障」に加え、特約の付加により、がん、急性心筋梗塞、脳卒中の3大疾病や7疾病（心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、腎疾患、すい疾患）への手厚い保障を備えることができる、充実した保障内容の商品です。



保険商品一覧

(2019年6月現在)


■個人保険

保険種類	商品名	ご契約年齢	特 徴
疾病・医療保険	楽天生命 スーパー医療保険 【終身医療保険 2018】 楽 天 生 命 スーパ ー 医 療 保 険 SUPER	20歳～84歳	入院保障・手術保障が魅力の終身医療保険で、ニーズにあわせて特約を選択することもできます。 1. 病気・ケガで入院された場合、1回の入院につき60日、通算1,095日まで保障します。8疾病入院支払限度拡大特約の付加により所定の特定疾病での入院保障を拡大することができます。 2. 所定の手術を受けられたとき、手術給付金を受け取れます。 3. 先進医療特約2018を付加できます。 4. 通院特約の付加により、退院後の通院保障をご用意できます。 5. がん特約の付加により、がんに対する一時金保障を、急性心筋梗塞・脳卒中特約の付加により、当該疾病に対する一時金保障をご用意できます。
	楽天生命 あんしんプラス (入院サポート) 【入院支援保険 (払戻金なし)】 楽 天 生 命 あ ん し ん プ ラ ス 入院サポート	20歳～79歳	給付金を一時金で受け取れるユニークな医療保険です。 1泊2日以上入院で、入院時に一時金を受け取れるので、特に短期入院の場合に頼りになる保険です。また、先進医療特約も付加できるので、現在ご加入中の保険に先進医療保障を上乗せしたい方にもおすすめです。

保険種類	商品名	ご契約年齢	特徴
疾病・医療保険	楽天生命 あんしんプラス (がんサポート) 【入院支援保険(払戻金なし)ガン特則付】 	20歳～79歳	がんと診断されたときや、その後のがんの再発や転移に備えることができる医療保険です。 がんと診断確定されたとき、およびその1年後にがんで入院されたときに一時金を受け取れます。また、がんはもちろんがん以外の病気やケガで1泊2日以上入院されたときにも一時金を受け取れます。
	楽天生命 あんしんプラス (女性サポート) 【女性疾病保険】 	20歳～70歳 (女性のみ)	女性特有の病気やがんにフォーカスした、女性のための保険です。 1. 所定の女性疾病で入院された場合、入院日数にかかわらず、女性疾病支援給付金を一時金で受け取れます。 2. 所定の女性特定がんにはさらに女性特定ガン治療給付金を受け取れます。 3. 乳がんで乳房を切除され、乳房再建術を受けられた場合には乳房再建給付金を受け取れます。 4. 死亡された場合、死亡保険金を受け取れます。
	楽天生命 スーパーたよれる 医療保険 【限定告知型 医療保険2018】 	20歳～85歳	告知項目を限定することで、持病のある方や過去に入院や手術をした方でも加入しやすい医療保険です。ニーズにあわせて特約を選択することもできます。 1. 病気・ケガで入院された場合、1回の入院につき60日、通算1,095日まで保障します。8疾病入院支払限度拡大特則の付加により所定の特定疾病での入院保障を拡大することができます。 2. 所定の手術を受けられたとき、手術給付金を受け取れます。 3. 限定告知型先進医療特約2018を付加できます。 4. 限定告知型通院特約の付加により、退院後の通院保障をご用意できます。 5. 限定告知型がん特約の付加により、がんに対する一時金保障を、限定告知型急性心筋梗塞・脳卒中特約の付加により、当該疾病に対する一時金保障をご用意できます。
	楽天生命たよれる スマート 【限定告知型医療保 険(払戻金なし)】 	20歳～79歳	告知項目を限定することで、持病のある方や過去に入院や手術をした方でも加入しやすい医療保険です。 1. 病気・ケガで入院された場合、1回の入院につき120日、通算1,095日まで保障します。 2. 所定の手術を受けられたとき、手術給付金を受け取れます。 3. 限定告知型先進医療特約を付加できます。 4. 安心コースなら、がんと診断確定されたとき、その1年後にがんで入院されたときに一時金を受け取れます。

保険種類	商品名	ご契約年齢	特 徴
疾病・医療保険	楽天生命 医療保険 1095α 【医療保険 1095 (払戻金なし)】 楽天生命 医療保険 1095α 医療をトータルサポート	0歳～84歳	病気もケガも、入院・手術から退院・通院にいたるまでを保障する、トータルサポートの医療保険です。さらに3大疾病・7疾病の手厚い保障も確保することができます。 1. 病気・ケガで入院された場合、それぞれ1入院1,095日まで(通算1,095日分を限度)保障します。さらにはがん(悪性新生物)、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患による入院は、支払日数無制限で保障します。 2. 所定の手術を受けられたとき、手術給付金を受け取れます。 3. 5日以上入院し、生存して退院された場合には退院給付金、その後の通院には通院給付金を受け取れます。 4. がん特約Ⅱ(払戻金なし)の付加により、がん・上皮内新生物に対する一時金保障をご用意できます。 5. 7疾病特約(払戻金なし)の付加により、当該疾病に対する一時金保障をご用意できます。 6. 保険期間は10年と終身の2種類です。 7. 先進医療特約2018を付加できます。
	楽天生命 スーパーがん保険 【終身がん治療保険 (払戻金なし)】 楽天生命 スーパー がん保険 SUPER	20歳～75歳	がんの治療の実態にあわせて、三大治療をカバーしたがん保険です。 1. 抗がん剤治療を受けられたとき、抗がん剤治療給付金を受け取れます。またホルモン剤治療を受けられたとき、ホルモン剤治療給付金を受け取れます。 2. 放射線治療を受けられたとき、放射線治療給付金を受け取れます。 3. がんにより所定の手術を受けられた場合に、手術給付金を受け取れます。 4. がん診断給付特約(払戻金なし)の付加により、がんに対する一時金保障をご用意できます。 5. がん入院特約(払戻金なし)の付加により、がんによる入院は日数無制限で保障します。 6. がん先進医療特約を付加できます。 7. Ⅰ型なら、がんと診断確定されたとき、およびその1年後にがんで入院されたときに一時金を受け取れます。
	生活習慣病保険 	6歳～79歳	慢性化・長期化しやすい生活習慣病を、手厚くサポートする保険です。 1. 所定の生活習慣病による入院を1入院1,095日まで(通算1,095日分を限度)保障します。入院が長期になった場合には、さらに長期入院給付金を受け取れます。 2. 所定の生活習慣病により所定の手術を受けられた場合に、手術給付金を受け取れます。 3. がん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の入院をされた場合、特定疾病治療給付金を受け取れます。 4. 保険期間は10年と終身の2種類です。
	楽天ミニ保険 ガンプラン 【1年定期ガン保険】 	20歳～69歳	がんと診断されたときに備える保険です。 がんと診断された場合に一時金を受け取れます。

保険種類	商品名	ご契約年齢	特 徴
定期保険	楽天生命 スーパー定期保険 【1年定期保険】 楽天生命 スーパー定期保険 SUPER	20歳～79歳	万一のときに備える保険です。 死亡された場合、または所定の高度障害状態になられた場合、死亡保険金または高度障害保険金を受け取れます。保険期間を1年とし69歳までの保険料を5歳刻みの群団設定とすることで、よりお求めやすい保険料としました。
	定期保険 	0歳～75歳	万一のときに備える保険です。 死亡された場合、または所定の高度障害状態になられた場合、死亡保険金または高度障害保険金を受け取れます。
	長期減額定期保険 (払戻金なし) 	16歳～75歳	万一のときに備える保険です。 死亡された場合、または所定の高度障害状態になられた場合、死亡保険金または高度障害保険金を受け取れます。 所定の期間が経過するごとに保険金額が減少し、90歳までの死亡保障を確保できます。
	経営者定期保険 【定期保険】 	20歳～75歳	経営者の万が一のときや、役員・従業員の死亡退職金の準備のための定期保険です。
	楽天生命スーパー たよれる定期保険 【限定告知型定期 保険(払戻金なし)】 楽天生命 スーパー たよれる 定期保険 持病がある方に	20歳～80歳	万一のときに備える保険です。 告知項目を限定することで、持病のある方や過去に入院や手術をした方でも加入しやすい定期保険です。死亡された場合、または不慮の事故により死亡された場合、死亡保険金または災害死亡保険金を受け取れます。最長90歳までの死亡保障を確保できます。
総合保障保険	楽天生命の スーパー2000 【総合保障保険】 スーパー 2000	20歳～59歳	医療保障・がん保障・死亡保障をワンパッケージにした保険で、毎月の保険料は、年齢・性別にかかわらず一律2,000円(一口)です。 1. 病気・ケガで入院された場合、病気・ケガそれぞれ1回の入院につき60日、通算1,095日まで保障します。 2. ケガによる入院後に通院された場合、災害通院給付金を受け取れます。 3. がんで入院された場合、一時金を受け取れます。 4. 死亡されたとき、または所定の高度障害状態になられた場合、所定の保険金を受け取れます。 5. 年齢により取扱が異なりますが、1年間入院しなければ健康祝い金を受け取れます。

保険種類	商品名	ご契約年齢	特 徴
災害保障保険	災害保障保険 	6歳～79歳	不慮の事故によるケガや死亡に備えるための保険です。 1. 不慮の事故によるケガで入院された場合、1入院1,095日まで(通算1,095日分を限度)保障します。 2. 所定の骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療には、特定損傷治療給付金を受け取れます。 3. 不慮の事故で死亡された場合、災害死亡保険金を受け取れます。

■団体保険

団体信用生命保険	住宅ローン等の融資を受けている方が死亡された場合、または所定の高度障害状態になられた場合に、保険金により債務が弁済されます。
----------	--

幅広いお客さまとの接点

インターネットや対面コンサルティングをはじめ、オンラインチャットや資料郵送など多様な選択肢の中から、お客さまそれぞれのご要望に応じた方法で商品をご提案するオムニチャネル化を図っています。また、接点の多様化に合わせ、お客さまに首尾一貫したサポートを提供できる体制を構築、強化しています。

ダイレクトチャンネルでは、楽天会員の皆さまへ、楽天の各事業を通じて商品・サービスをご紹介します。また、インターネットを中心とした広告を通じて、新規のお客さまにも当社商品をご契約いただくことで、新たに楽天会員になっていただいております。

2018年9月に発売した、スーパーがん保険、スーパー定期保険の販売が好調に推移しており、2018年7月より開始したご契約を継続いただくと1年後に最大1,200ポイント、5年間で最大6,000ポイントの楽天スーパーポイントをお戻しする「楽天スーパーポイントバック」(正式名称；継続割引特約)とともに楽天会員の皆さまに評価いただいております。

代理店チャンネルでは、全国約3,500店*¹の代理店が対面にて保険のコンサルティングを提供し、お客さまのご意向に沿った商品を提供するとともに、その後のアフターフォローも行っています。当社では代理店専用のサポートデスクを設置するとともに、全国に11の営業部*¹を配置し、各種研修の実施や募集・アフターフォローの支援を行っています。また、2019年1月から、当社専用タブレットを使用して、保険のお申し込み手続きができるシステムを開発し、お客さまサービスの向上を図っております。

2019年6月からは「楽天保険の総合窓口」が開設されました。今後、お客さまと楽天保険グループの新たな窓口として、より一層のお客さま利便性の向上を図ってまいります。

*1 2019年3月現在

代理店教育制度

当社は「お客さまの身近な存在として心のこもったサービスを提供する代理店」を理想としています。

これを実現するために、独自の代理店制度と教育制度を採用しています。代理店に対する教育制度としては、業界共通の法定研修はもちろんのこと、代理店トレーニング、勉強会やセミナー等を各地で開催し、代理店の募集品質の向上に努めています。

また、お客さま重視・法令等遵守の視点から継続教育研修を実施し、安心してご加入、ご継続いただける環境を構築しています。

これらの制度を活用し、お客さまと同じ目線に立って生命保険を考え、気軽に相談できる代理店網を全国に広げています。今後も、より充実した教育・トレーニングを実施し、代理店の支援・育成を図ります。



保険金等の支払い態勢

保険金・給付金等のお支払いは、保険会社として最も重要な役割であると認識し、常にお客さまの立場で公平・迅速・正確に処理を行う態勢を強化しています。

お支払い業務の管理態勢

■ご請求のご案内

お客さまに漏れなく保険金・給付金等をお受け取りいただくために、保険金部ではお客さまのお申し出内容や状況を詳細に確認し、情報を正確に収集したうえで請求手続のご案内を行っています。

また、保険金・給付金をスムーズにお受け取りいただくために「保険金・給付金ご請求のしおり」を作成し、ウェブサイトに電子ブック形式で掲載しています。当冊子にはご請求手続きの流れ、提出書類、お支払いに関する具体的な事例が記載されており、ご請求されるお客さまの不安や疑問点の解消にお役に立っています。

■実務担当者の育成・教育

適切なお支払いを実施するために、実務担当者における法令・約款・取扱規程等の専門知識向上を目的として、OJT・各種勉強会をはじめ、研究会やセミナーへの参加推進など、育成・教育に取り組んでいます。

■支払審査委員会の運営

お支払い管理態勢の適切な整備・構築を目的として「支払審査委員会」を定期的開催し、管理態勢の改善等に向けた検討や、お支払い対象外案件の適切性についての審議を行っています。当委員会には社外弁護士、社外医師などの外部専門家も参加し、客観性・中立性を確保しています。

■支払い管理態勢の改善・強化

保険金・給付金等の支払い漏れや不適切な判断による不払いが発生しないよう、支払い査定に対する内部検証を行っています。また、内部監査を実施し、その監査結果を取締役に報告して、支払い管理態勢の改善・強化に取り組んでいます。

また、保険金等のお支払い状況やお支払いできない事案については取締役に定期的に報告し、経営陣の関与を高めています。

保険金等のお支払い事例

当社ウェブサイトにて「ご契約のお客さま」の項目に「保険金・給付金のご請求手続きについて」を設けて、お客さまが保険金等を請求する際のお手続きについて、わかりやすく説明しています。さらに、ご契約時にお渡しする「ご契約のしおり」やウェブサイト上で、保険金等をお支払いできる場合・できない場合の代表的な事例を説明しています。

保険金等のお支払い状況

当社のお支払い件数の状況は以下のとおりです。

	2016年度	2017年度	2018年度
保険金	807件	764件	838件
給付金	63,602件	65,476件	70,927件

お客さまの声への対応

当社は、お客さまの視点にたった商品・サービスを提供し続けるために、「お客さまの声を聴くこと」を大切にしたいと考えています。お客さまの声の一つひとつを真摯に受け止め、何よりもお客さまの声に迅速にお応えできるよう努力すること、そして、お客さまからの貴重なご意見・ご要望をもとに、業務改善に積極的に取り組み、お客さま満足度100%の企業を目指します。

委員会を開催するなど、毎月定期的に「お客さまの声」の共有化を行い、改善策の策定等に役立てています。

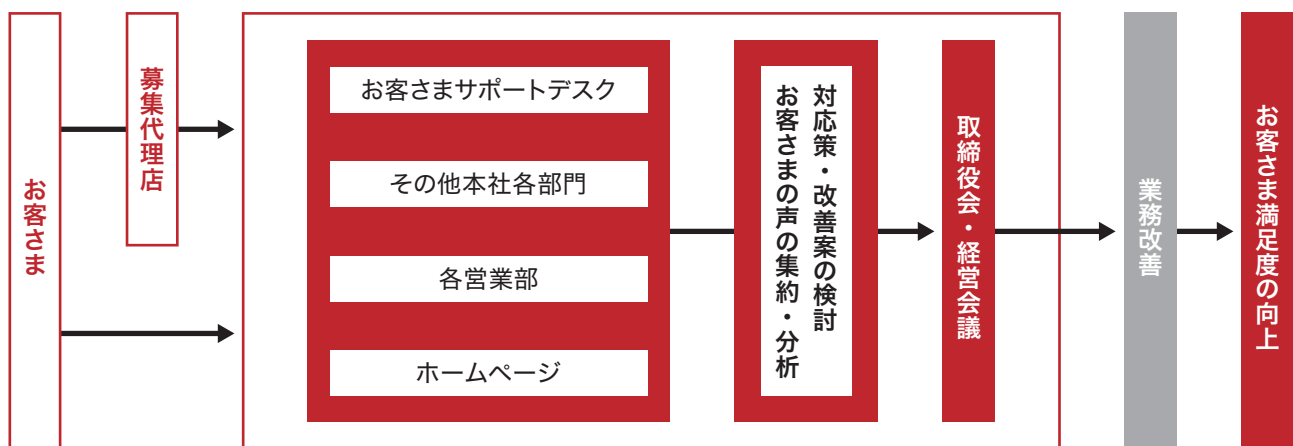
お客さまの声の収集態勢

お客さまからの声を聴くことのできる部門はすべて、お客さまと当社をつなぐ貴重なホットラインと考えています。これらの部門を通していただいたご意見・ご要望・苦情等の「お客さまの声」を集約し、業務改善に積極的に活用しています。また、「苦情」に関する部門横断的な「お客さまサービス向上

お客さまの声の収集状況

お客さまからいただいた苦情の項目や項目別内訳は四半期ごとに集計し、当社ウェブサイトにて「お客さま満足度向上に向けた取り組み」として開示しています。当社では、お客さまから「ご不満の意思表示があったお申し出」は、その原因を問わず全て「苦情」としてお取り扱いしています。さらに「苦情」に加えて「相談・要望」等の一般的なお申し出の収集態勢についても強化し、「一般申し出(相談・要望)」も「苦情」と同様に集約・分析することにより、業務の改善に生かしています。

■お客さまの声の受付から改善までの流れ



■ 苦情項目別件数

項目	2018年度第1四半期 (4-6月)		2018年度第2四半期 (7-9月)		2018年度第3四半期 (10-12月)		2018年度第4四半期 (1-3月)	
	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率
ご契約時の手続き・ご案内関係	206件	26.7%	211件	28.8%	145件	18.3%	280件	32.4%
保険料・掛金の払込み関係	78件	10.1%	91件	12.5%	93件	11.8%	92件	10.6%
ご契約後の各種手続関係	158件	20.5%	135件	18.5%	166件	21.0%	163件	18.9%
保険金・給付金関係	226件	29.3%	205件	28.1%	244件	30.8%	210件	24.3%
その他	103件	13.4%	88件	12.1%	143件	18.1%	119件	13.8%
合計	771件	100%	730件	100%	791件	100%	864件	100%

※ 数字には、当社が保有する共済契約に関する苦情も含まれています。

■ お客さまからの苦情内容の例

ご契約時の手続き・ご案内関係	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容の説明等が不十分なことによるご不満 ・契約の引受けに関するご不満 	…等
保険料・掛金の払込み関係	<ul style="list-style-type: none"> ・振替口座の設定に関するご不満 ・失効・復活に関するご不満 	…等
ご契約後の各種手続関係	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手続き方法に関するご不満 ・契約内容の変更届を要望したのに届かないことによるご不満 ・更新時に掛金(保険料)が上がったことへのご不満 	…等
保険金・給付金関係	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金・給付金がお支払い対象外であることへのご不満 ・保険金・給付金の請求手続きに関するご不満 	…等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・契約成立後、会社や代理店からの連絡がないことへのご不満 ・代理店の態度・マナーに関するご不満 	…等

お客さまからのご意見・ご要望への改善事例

■ 『ご契約時の手続き・ご案内関係』：音声アプリ申込・タブレット端末申込の取扱開始

お客さまの声	<p>申込書・告知書の作成が面倒、および記入方法等がわかりづらい。</p>	<p>対応状況</p> <p>お客さまの利便性向上、保険証券の早期発行等を志向し、2018年12月に音声アプリ申込、2019年1月にタブレット端末申込の取扱を開始いたしました。</p>
--------	---------------------------------------	--

■ 『ご契約後の各種手続関係』：電話完結保全の取扱開始

お客さまの声	<p>各種変更手続書類を記入するのが面倒、および記入方法等がわかりづらい。</p>	<p>対応状況</p> <p>2018年6月、お客さまの利便性向上・満足度向上等を志向し、電話でお手続きが完了する取扱を開始いたしました。</p>
--------	---	---

■ 『保険金・給付金関係』：『ご請求のしおり』のホームページへの掲載

お客さまの声	<p>請求した保険金・給付金が不支払となったことに納得がいかない。</p>	<p>対応状況</p> <p>2018年4月、保険金・給付金が不支払となる代表的事例を記載する等、お客さまのわかりやすさを意識した『ご請求のしおり』をホームページに掲載いたしました。</p>
--------	---------------------------------------	---

■ 『その他』：沖縄コンタクトセンターの開設^(*)

お客さまの声	<p>コールセンターのフリーコールが繋がりにくい、コールセンター対応者の説明・案内等がわかりづらい。</p>	<p>対応状況</p> <p>2018年8月、お客さまの利便性向上、お客さま対応品質の向上等を志向し、沖縄コンタクトセンターを開設いたしました。</p>
--------	--	--

(*)2019年6月現在、沖縄コンタクトセンターは、楽天保険の総合窓口として稼働しています。

金融ADR制度(裁判外紛争解決手続)について

金融ADR制度とは？

金融ADR制度とは、金融ADR法[※]に基づく、金融分野における裁判外紛争解決手続のことです。裁判外紛争解決手続とは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続です。お客さま(ご契約者等)が、生命保険会社との間で十分に話し合いをしても問題の解決が見つからないような場合に利用できる制度です。

※金融ADR法：平成22年4月に施行された「金融商品取引法等(保険業法を含む)の一部を改正する法律」

当社としての対応

当社は、「指定紛争解決機関」として金融庁より指定されている一般社団法人生命保険協会との間で、紛争解決業務に関する「手続実施基本契約」を締結しています。当社では、お客さまから「ご不満の意思表示のあったお申し出」は、その原因を問わず全て「苦情」として、迅速・誠実に対応し、適正な解決を図るよう努めていますが、当社の対応で解決に至らない場合は、お客さまより、「生命保険相談所」に申し出ることができます。

一般社団法人 生命保険協会の連絡先
〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

電話番号：03-3286-2648

受付時間：9：00～17：00

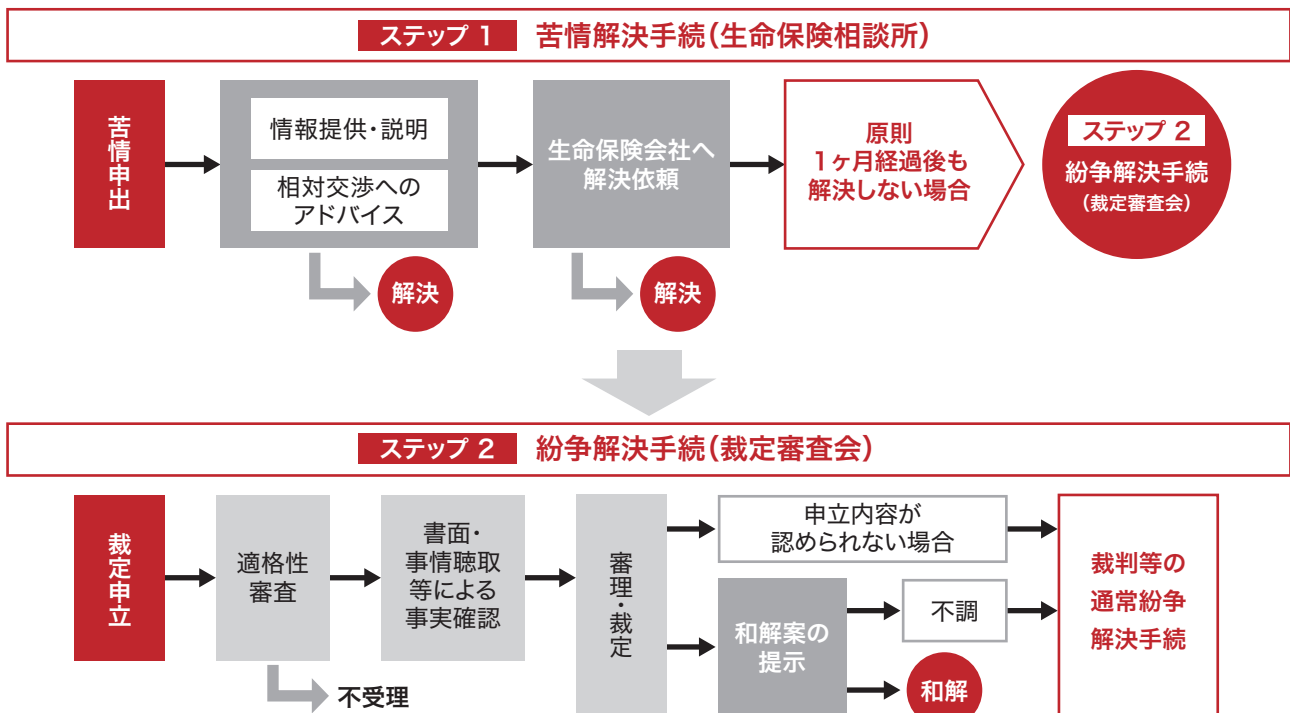
(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

同協会では、生命保険相談所および全国各地に連絡所を設置し、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するご相談・ご照会・苦情をお受けしています。生命保険相談所や裁定審査会の詳細につきましては、生命保険協会のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.seiho.or.jp/contact/>

生命保険協会における 苦情受付～裁定審査会までの流れ

「生命保険相談所」が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても解決しない場合については、生命保険相談所内に設置された「裁定審査会」に申し立てることができます。



リスク管理の態勢

基本的な考え方

健全かつ適切な業務運営を確保し、多様化・複雑化するリスクを的確に把握・分析したうえで適切に対処することが、お客さまとのお契約上の債務を確実に履行するうえで最も重要であると認識しています。

当社では、リスク管理態勢の強化を経営の最重要課題のひとつに位置づけ、経営陣が自らリスク管理に関わり、組織横断的な管理の仕組みを構築し、そのプロセスや関係する部門の役割を明確化するとともに、全役職員がリスク管理の重要性を十分認識したうえで適切な業務遂行にあたるよう意識の徹底を図っています。

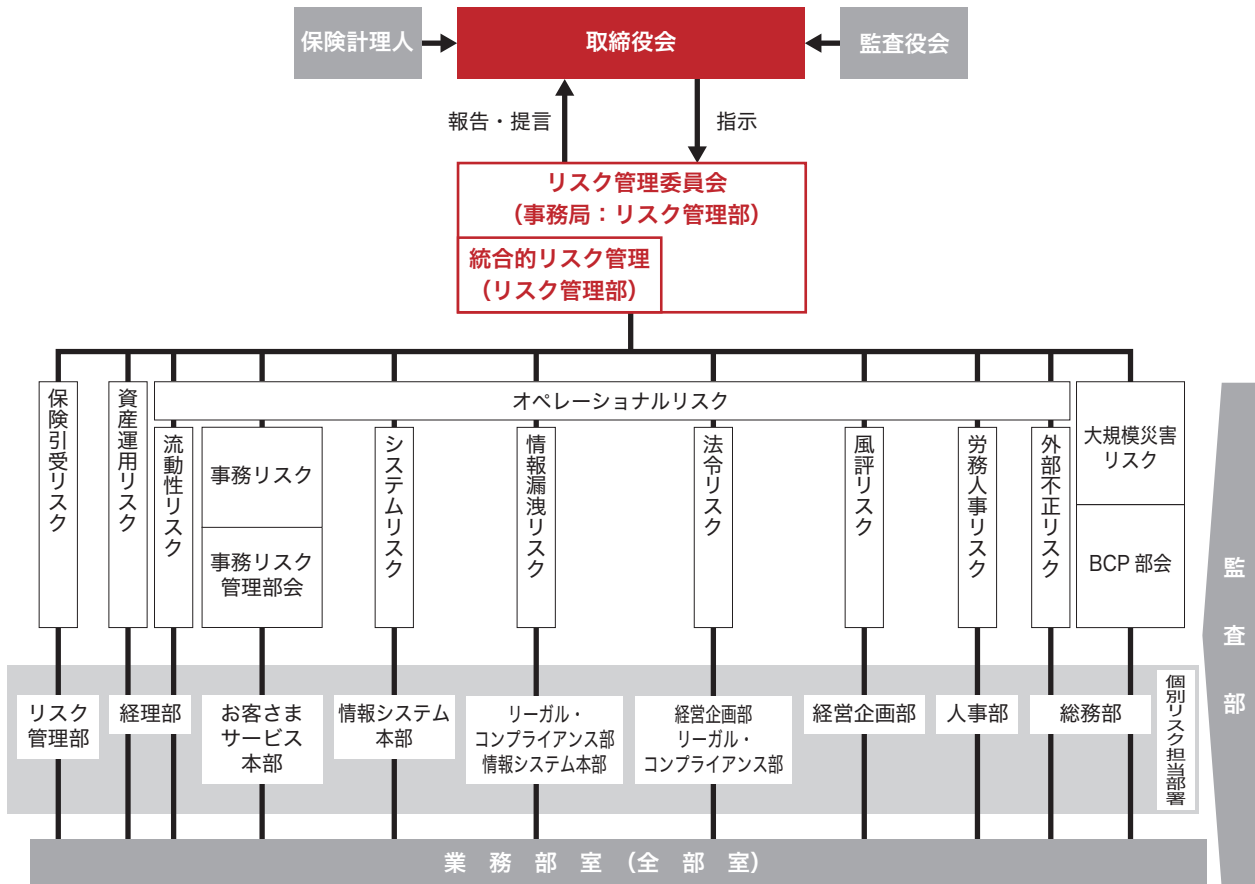
また、市場価格の変動等の環境変化があった場合でも、健全性を確保できるリスク管理態勢を構築するため、資産・負債をともに時価評価する「経済価値ベースのリスク管理」を導入しています。

リスク管理体制等

当社のリスク管理にあたっては、「リスク管理規程」を定めてリスク管理の基本方針と体制を整備しているほか、能動的なリスクのモニタリングやコントロールに資することを目的として、重要なリスクを網羅的に洗い出した「リスク・プロファイル」を作成しています。

また、事業の運営を通じて発生するさまざまなリスクについて、組織横断的な事項に対応しリスク管理に関する一元的な体制を確立するため、「リスク管理規程」に基づき、取締役会の下部組織として、社長が主宰し全執行役員等を委員とした「リスク管理委員会」を設置し、経営陣のリーダーシップに基づくリスク管理態勢としています。同委員会は、リスクの種類に応じたリスク所管部門の設定、リスク管理態勢の整備、リスク状況の把握・分析・評価ならびに業務執行部門への指導等、リスクの統括管理を行っており、リスク管理部が同委員会の事務局としての役割を担っています。

■楽天生命 リスク管理体制



主なリスクへの対応

■保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢、保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。当社では、定期的に保険事故発生率や解約率等の状況をモニタリングするなど、リスクの把握・分析を行い、保険料設定時の計算基礎が適切であったかどうか、当初の予定から見て合理的な水準であるか検証しています。

再保険について

当社はリスク分散および収益安定化の観点から、リスクの特性を考慮したうえで、必要に応じ出再しています。出再にあたっては、将来の再保険コストを予測し、適切な水準であることを確認しています。また、信用格付機関による格付等を基に選定した受再会社に出再しています。出再開始後は出再保険の成績や再保険収支等のモニタリングを行います。

■資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有資産の価値が変動することに伴い損失を被るリスクをいいます。当社では、邦貨建公債投資が資産運用の中心であることから、主に金利変動リスクや信用リスクを定期的にモニタリングしています。

■流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金流出による資金繰りの悪化や不利な条件での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、日々の資金の出入りの状況を把握するとともに、現預金・有価証券等流動性の高い資産を一定金額以上確保しています。

■事務リスク

事務リスクとは、役職員および外部委託先が正確な事務を怠る、または不正行為等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、事務処理にかかわるミスの発生状況の把握と原因分析を行い、明確化・標準化など改善することで不適切な事務処理や事務ミスの発生を防止する態勢作りを努めています。

■システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動、システムの不備、あるいは、コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、社内規程に則ってそれぞれのシステムをプロセスごとに管理し、また、開発部門と運用部門の役割を明確に分離し、相互に牽制機能が働く体制とすることにより、実効性を確保しています。

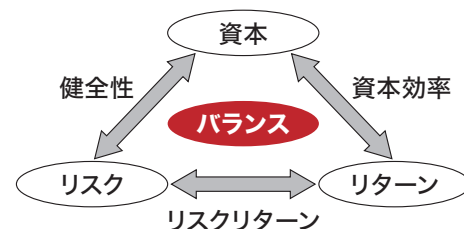
■風評リスク

風評リスクとは、会社の意図しない風評などにより社会的な信頼を損ない、直接的・間接的に損失を被るリスクをいいます。当社では、新聞・雑誌・インターネット等で風評リスクが懸念される情報の迅速な把握・収集を図りその発生の防止に努めるとともに、発生した場合に速やかに対応するための体制を整備しています。

当社では、上記の主なリスクおよびその他のリスク（大規模災害リスク、法令リスク、労務人事リスク、外部不正リスク等）に関して、それぞれの個別リスクを担当する部署がリスク管理態勢の整備および状況の把握・分析を行い、リスク管理委員会において検討し、その対応を行っています。

ERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)の推進

ERM管理態勢とは、資本・リターン・リスクを一体的に管理することにより、組織全体の健全性を維持しつつ、バランスのとれた収益性を確保することも目的とした能動的で戦略的なリスク管理手法です。リスクを回避、低減するためのものとして考えるのではなく積極的にリスクテイクを行い、管理することによって、企業価値の増大や収益の最大化といった経営目標を達成するためのリターンの源泉であると捉えます。



当社では、このERMの考え方に基づいて、組織全体のリスクに対する経営姿勢を示した「リスクアベタイト（リスク選好）」を策定したうえで、許容するリスクを定性的・定量的に定めたリスクテイク方針を作成しています。

また、経済価値ベースで統合的なリスク量と資本をモニタリングすることで、リターンの向上を図りつつリスクの適切なコントロールを行い、ERMを推進しています。

統合的なリスク管理の取組みについて

リスクの管理にあたっては、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど、それぞれのリスク特性に応じた管理を適切に行っています。

しかしながら、社会・経済環境などの変化に伴い、生命保険会社を取り巻くリスクは複雑化、多様化していることから、リスクを個々に管理するのみならず、業務の規模・特性やリスク・プロファイルに応じ、各種のリスクが全体として当社

に及ぼす影響を評価したうえで、全社的な視点から包括的に管理することが重要となります。

このため、統合的なリスク管理については、当社の規模やリスクの特性等に応じて、リスクの計量化を行い、課題を把握しつつ継続的な高度化の取組みに努めています。

経済価値ベースでのリスク管理

当社では、財務の健全性をより正確に把握するための指標として、経済価値ベースのソルベンシー比率(ESR)を導入しています。保険引受リスク、資産運用リスク等を含めたリスク量全体(信頼水準99.5%)に対して十分な自己資本が確保できているかをこの指標を用いてモニタリングしています。

ストレステストの実施

当社では、大幅な市中金利の変動や死亡率等の悪化といった、通常の予測を超える各種リスクを想定し、その影響度を分析することを目的に「ストレステスト」を定期的の実施しています。具体的には、大地震等の突発的な自然災害により保険金等支払金が増加したり、保険事故発生率が予想を超えて高くなる等、さまざまなストレスシナリオに基づく損失額を算出し、リスク対応力を検証するとともに、そのテスト結果は経営の健全性確保のための判断材料として活用しています。

第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストについて

(保険業法第121条第1項第1号の確認の合理性及び妥当性<第三分野保険に係るものに限る>)

第三分野保険の責任準備金の適切性を確認する考え方

保険期間が長期の第三分野保険契約に関して、責任準備金計算基礎率により積立てられた責任準備金が十分な積立水準を確保しているか否かを検証する目的で、ストレステストを行っています。このストレステストは、平成10年大蔵省告示第231号および社内規程に従い、当社における保険事故発生率の実績等に対し、それらが悪化する可能性を織り込んだ危険発生率を用いて適正に行っています。また、ストレステストにおいて使用する危険発生率の設定方法やテスト結果については、社内規程に基づき、責任準備金の算定部署から独立した組織であるリスク管理部が、その合理性・妥当性について確認し、牽制機能を確保しています。

テスト結果

「第三分野保険のストレステスト」の結果、2018年度末において、第三分野保険契約の責任準備金は、将来の保険事故発生率の悪化に対しても十分な積立水準を確保しており、ストレステストにかかる危険準備金の積立は発生していません。また、負債十分性テストの対象となる契約区分はありませんでした。

第三分野保険のストレステスト・負債十分性テストとは

保険会社では将来の保険金および給付金の支払いに備えるため責任準備金を積立っていますが、第三分野保険契約については給付内容が多様であること、公的医療制度や医療政策等の影響を受けやすいこと、また、契約者の意思や行動に左右される等、不確実な要素が多いといえます。そこで、これらの不確実性(リスク)を考慮して適切な責任準備金を積立てるため、各事業年度末に「ストレステスト」を実施し、責任準備金の計算基礎率としてあらかじめ設定した予定保険事故発生率が適正か否かを検証します。

「ストレステスト」は、平成10年大蔵省告示第231号および社内規程に基づき、原則として基礎率を等しくする保険種類ごと

に実施して、テストの結果、責任準備金計算基礎率がリスクを十分にカバーできていないと判断される場合には、危険準備金を積立てます。

また、ストレステストの結果、責任準備金計算基礎率の水準が一定の基準を下回る場合は、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号の規定に基づき、保険事故発生率のみならず収支全体の動向を踏まえて「負債十分性テスト」を実施し、追加責任準備金の積立の必要性を確認します。テストの結果、責任準備金の積立額が十分な水準にないと判定される場合には、追加責任準備金を積立てます。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

生命保険事業は公共性の高い事業であり、その社会的責任は極めて重いものです。

当社は、その社会的責任を果たし、お客さまと社会からの信頼を確立するため、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、取り組んでいます。

当社は、法令および社内諸規程等を遵守するとともに、社会倫理に従った公明正大な企業活動を行うよう、コンプライアンス態勢を整え、徹底しています。

具体的な取り組みは以下のとおりです。

1. コンプライアンス基本方針

当社は、社会に貢献する企業として、以下の事項を、誠実かつ公正な透明性の高い企業活動により実践しています。

①法令等の厳格な遵守

会社は、法令、会社諸規程等を厳格に遵守し、社会倫理に従った公明正大な企業活動を行う。

②信頼される企業活動

会社は、社会的責任と公共的使命を認識し、顧客情報の管理を徹底するとともに、企業情報の適切な開示を含め、健全で適切な顧客本位の企業活動により、顧客と社会からの信頼を確立する。

③人権と環境への責任

会社は、人格や個性を尊重する。また、人類共通の資産である地球環境の保護を重視して、社会との調和を図る。

④反社会的勢力との対決

会社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力や団体を断固として排除し、毅然とした態度を貫く。

2. コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための具体的手引書として、「コンプライアンス・マニュアル(役職員向け)」および「コンプライアンス・マニュアル(募集代理店)」を作成し、役職員・募集代理店に周知・徹底しています。

3. コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの推進に関する具体的計画書として、各部門で年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定しています。コンプライアンス委員会における審議を経て、策定されたコンプライアンス・プログラムは、四半期ごとに「コンプライアンス委員会」にて、その進捗を確認しています。

4. コンプライアンス推進体制

当社のコンプライアンス推進体制は以下のとおりです。各部門で役割を分担し、コンプライアンスの推進を図っています。

①取締役会

役職員および募集代理店に対してコンプライアンスの周知・徹底を図るとともに、全社的なコンプライアンス推進事項を決議します。

②コンプライアンス委員会(事務局：リーガル・コンプライアンス部)

会社全体のコンプライアンスの推進および統括を行います。

③調査部会・賞罰委員会

・調査部会(事務局：リーガル・コンプライアンス部)
不祥事故またはその疑いのある事案が発生した場合に、迅速な事実解明に向けた調査を行い、社内対応の方向性を決定します。

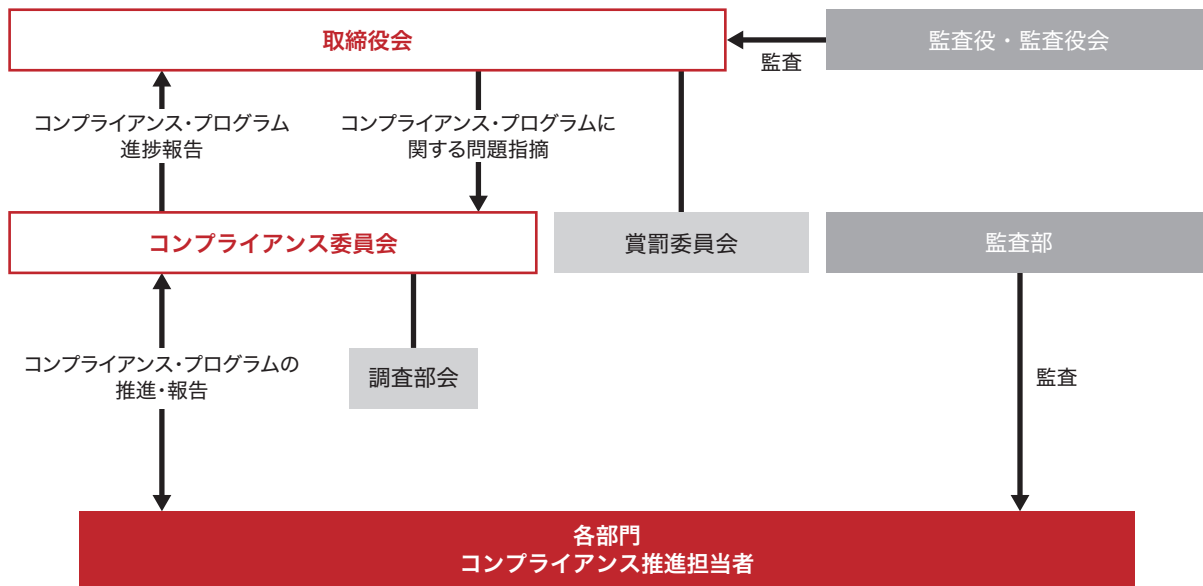
・賞罰委員会(事務局：人事部)
役職員に関する、表彰相当行為者の審議・決定ならびに不祥事故関係者の処分を決定します。

④コンプライアンス推進担当者

各部門のコンプライアンス推進担当者は、自部門のコンプライアンス・プログラム案を立案し、実施の責任を負うとともに、実施状況のモニタリングを行います。

⑤監査部

各部門を監査し、不正行為、規程等の遵守状況をチェックします。



反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当社は公共性の高い生命保険事業を営む金融機関として、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するためには、反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが不可欠であると考えます。当社では、反社会的勢力の排除・対応の基本方針を「コンプライアンス基本方針」において以下のとおり定めています。

反社会的勢力との対決

会社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力や団体を断固として排除し、毅然とした態度を貫く。

「反社会的勢力との対決」のための取組として、保険約款及び委託契約等における暴力団排除条項の導入を徹底し、保険契約を含む諸取引について定期的なモニタリングを実施して反社会的勢力との取引の未然防止に努めています。なお、反社会的勢力による不当要求がなされた場合及び反社会的勢力の混入が判明した場合等には、公正な職務の執行と会社の役職員の安全を確保するための具体的な手順を定めており、反社会的勢力との取引の速やかな解消等に努めます。

内部統制基本方針

当社は、取締役会において内部統制基本方針を以下のとおり決定し、この方針に基づき、内部統制の有効性を確保し、企業価値を向上させるべく、実効性のある内部統制システムの整備を図っていきます。

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス基本方針を定め、役職員へこの基本方針に則った事業活動を実践するよう周知する。
- ② 当社は、コンプライアンス委員会を設置して会社全体のコンプライアンスにかかる重要事項の審議・決定を行い、コンプライアンス委員会は、審議・決定内容を取締役に報告する。
- ③ 当社は、コンプライアンスの具体的推進計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスを計画的に推進・実行する。また、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役職員が遵守すべき法令及び規程、事務基準、マニュアル等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
- ④ 当社は、役職員に法令又は規程、事務基準、マニュアル等の違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用について役職員に周知する。
- ⑤ 当社は、反社会的勢力等への対応に関する基本方針・マニュアルを定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ⑥ 当社は、役職員の業務執行が適切に行なわれていることを検証し、自ら改善を図るために、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、正当な注意をもって監査を実行し、その結果を取締役に報告する。

(2) リスク管理に関する体制

- ① 当社は、リスク管理に関する基本方針、リスクの定義、リスク管理の組織等を規定したリスク管理に関する規程を定め、役職員に周知する。
- ② 当社は、リスク管理委員会を設置して、リスク管理手法の策定、リスク管理推進計画の立案、リスク管理教育体制の立案等のリスク管理を統括し、リスク管理委員会は、リスク管理の実施状況を取締役に報告する。
- ③ 当社は、自然災害等により業務運営上の損失の危険が発生した場合の対応組織、規程等を整備する。

(3) 取締役及び執行役員(以下、「役員等」という。)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、中期経営計画及び年度計画を定め、毎月又は適宜開催される取締役会でこれらの計画の実施状況をモニタリングし、役員等が経営情報を共有化することで職務執行の効率化を図る。
- ② 当社は、役員等の効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するための適切な組織を構築する。また、当社の役職員が職務の執行を効率的に行うための体制を確保するため、組織規程、決裁権限規程、その他の社内規程を定める。

(4) 役員等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定めて、株主総会議事録、取締役会議事録等の重要な会議の議事録及び役員等の職務の執行に係る情報を含む重要な文書を、文書管理規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理する。

(5) 監査役の監査に関する体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項・その使用人の役員等からの独立性に関する事項
 - i. 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合、取締役会は、監査役との協議のうえで、必要な人員を配置し、監査役は、当該使用人に必要な事項を指示することができるものとする。
 - ii. 当該使用人は、役員等及びその他の業務執行部門の指揮命令を受けないものとする。指示の実効性を確保し、その人事異動や人事考課等は監査役の同意を得るものとする。
 - iii. 取締役会は、当該使用人の人事に関しては、監査役と意見交換を実施する。

- ②役員等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役は、取締役会のほか、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、支払審査委員会その他会社の重要な会議に出席して意見を述べるができる。また、重要な会議の議事録、役職員が決裁を行った重要な稟議書類等については、何時にても閲覧することができる。
 - ii. 監査役は、あらかじめ閲覧する資料及び報告を受ける事項を定め、役職員は、その定めに基づき資料提出と報告を行う。また、役職員は、何時にても監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項を説明する。当社は、監査役に報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いをすることを禁止することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。また、監査役からその職務執行に要する費用の前払い又は償還等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

個人情報保護方針について

当社は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、お預かりしている個人情報を適正にお取り扱いするために、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)を策定し、ウェブサイトなどで公表しています。

また、「個人情報の保護に関する法律」やその他法令、個人情報保護委員会・金融庁ガイドライン等および生命保険業界で定める諸指針等に則って社内諸規程等を整備し、実効的に運用するための管理体制を整備するとともに、定期的に見直す仕組みを構築し、お預かりした個人情報の適正な保護に努めています。

具体的な管理体制は、以下のとおりです。

1. 取締役会

個人情報について、お客さまの権利や利益を保護するための方針・体制・計画・実施・点検および見直しを含んだ、体系的な管理の仕組みを構築しています。

2. 個人情報責任者

(リーガル・コンプライアンス部担当役員)

個人情報保護の実施および運用に関する責任および権限を有し、全社を統括管理します。

3. 教育責任者(人事部長)

会社の役職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育訓練を計画し、実施します。

4. 苦情窓口責任者(お客さまサービス部長)

お客さまからの個人情報に係わる問い合わせ・苦情および相談を受け、適切に対応します。

5. 文書管理責任者(リーガル・コンプライアンス部長)

個人情報保護に係わる文書の改廃、記録類の保存を管理します。

6. 入退管理責任者(総務部長)

会社の事業の遂行と運営に必要な情報資産を設置・保管している敷地、建物および業務用スペースへの入場・退場を管理します。

7. ITセキュリティ統括管理責任者

(情報システム本部担当役員)

会社における情報セキュリティポリシーの実施および運用を行います。

8. 個人情報部門管理責任者(部門長)

各部門において個人情報の取得、利用、提供または委託の業務を行う職員に、個人情報保護の重要性を理解させ、安全対策等の措置を実施し、部門内で取扱う個人情報を管理します。

プライバシーポリシー

■個人情報の取扱いについて

楽天生命保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、当社がお預かりしている個人情報および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の取扱いに関し、以下のとおり方針を定め、個人情報等の適切な保護、管理および利用に努めます。

1. 個人情報等保護に関する関係法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)をはじめ個人情報等保護に関する諸法令、国および関係機関が定める指針・ガイドラインその他の規範および本プライバシーポリシーを遵守します。

2. 個人情報等の利用目的

当社は、お預かりしている個人情報等を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供・維持管理
 - (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス等の開発・充実
 - (4) 生命保険募集人の審査・委託・受験・登録・管理および役員等々の採用・雇用・管理
 - (5) 児童養護・社会福祉等に係る団体への支援等による社会貢献活動(雇用管理情報のみ利用します)
 - (6) その他上記業務に関連・付随する業務
- ただし、個人番号および特定個人情報(個人番号を含む個人情報)については、次に掲げる事務に必要な範囲でのみ収集し、それ以外の目的では使用いたしません。
- ① 源泉徴収票・支払調書作成事務
 - ② 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
 - ③ 前各号に掲げる事務以外の、法令に定める個人番号関係事務等

【機微(センシティブ)情報の取扱いについて】

保健医療情報などの「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(個人情報保護委員会・金融庁)第5条1項」に定める機微(センシティブ)情報は、「保険業法施行規則第53条の10」により、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客さま等の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営

の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。当社は、機微(センシティブ)情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。

3. 個人情報等の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、法令等に照らして違法性のないように留意するとともに、社会的良識に照らして適正な方法で個人情報等を取得します。主な取得方法は、次のとおりです。

- (1) 申込書・契約書・告知書のほか、ヒアリング・アンケートなどにより個人情報を取得させていただきます。
- (2) キャンペーン等の実施の場合には、インターネット・はがき・電話等で個人情報を取得させていただく場合があります。
- (3) 当社へお申出いただいた照会内容等につきましては、業務運営・管理およびサービスの充実等、迅速かつ適切な対応を行うため通話内容等を録音させていただく場合があります。
- (4) 窓口対応につきましては、防犯等の観点より録画させていただく場合があります。

4. お預かりしている個人情報

当社がお預かりしている個人情報の主な内容は、次のとおりです。

- (1) 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、勤務先、健康状態、金融機関情報、保健医療に関する情報、生死に関する情報
 - (2) 上記(1)に記載されている情報のほか、当社が取得した書面等(申込書・契約書・告知書、公的機関が発行する書類など)に記載されている情報
 - (3) 保険契約・委託契約等の維持管理に関する情報
 - (4) 保険金・給付金等の支払いに関する情報
 - (5) 雇用(生命保険募集人・役員等)管理情報
- ※ 上記には、吸収分割等により当社が承継した個人情報も含まれます。

5. 個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりしている個人情報等を、正確かつ最新のものに保つよう努めるとともに、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を予防するため、個人情報等の取扱いに関して、次のとおり安全管理措置を実施し、必要に応じ是正措置等を講じます。

- (1) 安全管理について役員等々の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程等を整備運用し、その実施状況を確認するとともに、個人情報等保護の適正な取組体制を維持します。

- (2) 個人情報等を取扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等セキュリティ対策を実施します。
- (3) 役員等に対し、個人情報等の非開示契約の締結や教育・訓練等を行います。
- (4) 当社施設への入退室管理、個人情報等の盗難防止等の措置を講じます。

6. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) ご本人が同意されている場合
- (3) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 法令により要請され、かつ当社が開示を妥当だと判断した場合
- (5) 再保険の手続きをする場合
- (6) 利用目的の達成に必要な範囲内で業務の一部を委託・共同利用する場合
- (7) 個人情報保護法により、ご本人の同意を得ずに提供が認められている場合

ただし、特定個人情報については番号法で定める場合を除き、第三者に提供いたしません。

7. 個人情報等取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報等に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

8. 情報交換制度等について

当社は、以下の制度において、他の生命保険会社、損害保険会社等との間で生命保険契約および募集代理店の皆さま（以下当該制度において、「募集人」という。）に関する個人情報を共同利用します。各制度につきましては、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会のホームページもあわせてご覧ください。

- (1) 生命保険契約等に関する情報交換制度
契約内容登録制度・契約内容照会制度
支払査定時照会制度
- (2) 生命保険募集人等に関する情報交換制度
募集人登録情報照会制度
合格情報照会制度
廃業等募集人情報登録制度および代理店廃止等情報制度

ただし、特定個人情報については共同利用いたしません。

9. ご本人からの開示等の請求

当社は、お客さま等からご本人に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加、利用の停止および第三者への提供の停止（以下、「開示等」といいます。）の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、法令に則り、速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報等の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】楽天生命保険株式会社 個人情報窓口
電話番号：0120-977-677

受付時間：平日 9:00～19:00、土日・祝日 9:00～17:00
（年末年始を除く）

11. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

【お問い合わせ先】一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室

電話番号：03-3286-2648

所在地：〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・生命保険協会休業日を除く）

ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>

12. 提供の任意性

当社への個人情報等の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商品・サービス等のご提供ができない場合があります。

13. 個人情報管理態勢の継続的改善

個人情報等を適切に保護するための個人情報管理態勢を構築し、継続的に見直し、改善に努めます。また、本プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、当社のホームページに掲載し、公表致します。

お客さま本位の業務運営方針

当社は、お客さま本位の業務運営をより一層推進するために、「お客さま本位の業務運営に係る方針」を策定しました。

方針1. お客さまの最善の利益の追求

当社は、「人々と社会を“エンパワメント”する」というグループ理念のもと、お客さまの最善の利益を追求します。

方針2. お客さまにふさわしいサービスの提供

当社は、お客さまの多様なご要望にお応えする商品や加入方法を提供いたします。また、ITを活用して「安心」と「便利」をお届けします。

方針3. 重要な情報の分かりやすい提供

当社は、経営・財務内容、商品・サービスをより多くのお客さまにご理解いただけるよう、様々な情報提供を行っています。

方針4. 利益相反の適切な管理

当社は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

方針5. 役職員・代理店等に対する適切な動機づけの枠組み

当社は、お客さま本位の業務運営を実現するため、役職員・代理店等を適切に評価・査定する態勢を構築します。

上記とあわせ、当方針に対応した「お客さま本位の業務運営に係る取組み内容」について当社ウェブサイトにて定期的に公表し、より良い業務運営を実現してまいります。

情報システムの活用状況

当社では情報システムを積極的に活用し、お客さまの利便性を高め、経営の効率化を図るよう努めております。

当社における情報システムは、既存の業務を支えるための基盤にとどまらず、インターネットの最大活用を始めとして新しい業務スタイルの導入や業務の効率化を推し進める役割も担っております。さらに、お客さまによりよいサービスをご提供するために、日々変化する情報システムを取り巻く環境に適応し、継続的に改善に取り組んでおります。

システムの概況

当社では、お申し込みいただいたお客さまの大切な契約を確実にお預かりするための保険業務の基幹システム、また、お客さまからのご依頼を迅速かつ確実に処理するためのコールセンターシステム、そしてインターネットを活用したお客さまへのサービス提供や代理店の方々とのコミュニケーションのための各種システムを利用しております。

全てのシステムは、お客さまに提供するサービスのスピードと質を向上させるため、順次改善を行っております。他方、システム開発や維持コストを削減するため、ビジネスルールエンジンを使用しているシステム構築やクラウド等の外部サービス利用、さらにRPA(Robotic Process Automation)による人的作業の自動化などにも積極的に取り組んでおります。

インシュアテック推進

当社では、インターネットを利用し、お客さまのニーズにお応えできる販売体制を構築しています。お客さま自身で保障内容のシミュレーションや保険料計算をお試しいただき、そのまま申込みできるサービスもご提供しております。保険シミュレーション機能では、シミュレーション保存機能、メール送信機能、複数比較機能等、便利な機能を盛り込み、より使いやすい、便利なサービスを提供しています。

2018年12月からは音声認識アプリを活用した保険のお申し込みを開始し、2019年3月からは代理店からの問い合わせ時における声紋認証による本人確認システムを一部で導入するなど、様々な取り組みを行っております。

代理店向けには、PC、タブレット端末でも利用可能な保険設計システムをはじめ、営業活動に必要な機能をまとめたWebサービスを展開しており、代理店はインターネットに接続できる環境であればいつでもどこでも本システムを活用し、お客さまの大切な個人情報を厳重に管理しながらお客さまに最適な商品のご提案等を行っております。また、お客さまがインターネットでお近くの代理店を選んで保険相談を予約いただけるサービス「代理店市場」もご利用いただいております。



保険シミュレーション画面



代理店市場

お客さまに関する情報の保護

お客さまよりお預かりした個人情報を安全に管理するために、情報セキュリティに関する各種ガイドラインを制定し、個人情報管理の徹底に努めた業務運営を行っております。

各システムは厳重なアクセス制限を行うことにより、お客さまよりお預かりした個人情報にアクセスできる役職員を業務上必要最小の範囲に限定しております。社外へ持ち出す可能性の高いノートパソコンについては、社内システムからの情報持ち出しをさせない仕組みを導入し、個人情報を保存しないことを徹底するとともに、万一に備え暗号化技術を利用したセキュリティ対策を実施しております。

また当社の基幹システムは、震度7相当の地震や、人的脅威・物理的脅威に対して万全の対策が施された堅牢なデータセンターに設置・運営しているとともに、万一に備えて遠隔地にもバックアップセンターを備えております。

社会貢献活動について

人と人とのつながりを大切にした社会づくりを目指して

当社は、会社・社員・代理店が一丸となり社会貢献活動を推進しています。会社は利益の一部を、社員と代理店は毎月の給与や報酬の一部を、それぞれ寄付というかたちで社会に還元するとともに、様々なボランティア活動に参加しています。2018年度も、従来から力を入れてきた子ども支援を中心に社会貢献活動をしてまいりました。

子ども支援

■公益財団法人 楽天未来のつばさ

自立奨学支援

18歳を迎えて児童養護施設や里親のもとから自立し進学・就職する予定の子どもたちへ、新生活の支度金として一人15万円の資金を提供する活動です。2018年度は637名からの応募を受け、財団ならびに楽天生命社員有志による厳正な審査の結果、合計202名に支援を実施しました。このための費用は当社および社員・代理店有志からの寄付のほか、当社代理店が中心となって活動した書き損じはがき回収・換金のボランティアによって支援いたしました。



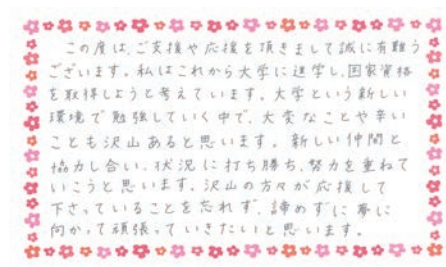
楽天未来のつばさホームページ
<http://mirainotsubasa.or.jp/>



「書き損じはがき回収ボランティア」
 はがき総数：10,852枚 寄付金額：485,000円



自立奨学支援の子ども達からの
 応募書類選考の様子



自立奨学支援を受けた子どもからの
 お礼の手紙

データ編目次

I. 会社概要	34
II. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	38
III. 財産の状況	39
1. 貸借対照表	39
2. 損益計算書	45
3. キャッシュ・フロー計算書	47
4. 株主資本等変動計算書	48
5. 債務者区分による債権の状況	49
6. リスク管理債権の状況	49
7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	49
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	50
9. 有価証券等の時価情報（会社計）	51
（1）有価証券の時価情報	51
（2）金銭の信託の時価情報	52
（3）デリバティブ取引の時価情報	52
10. 経常利益等の明細（基礎利益）	53
11. 区分経理の状況	54
12. 会計監査人による監査	56
13. 代表者による財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	56
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	56
IV. 業務の状況を示す指標等	57
1. 主要な業務の状況を示す指標等	57
（1）決算業績の概況	57
（2）保有契約高及び新契約高	57
（3）年換算保険料	57
（4）保障機能別保有契約高	58
（5）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	59
（6）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	60
（7）契約者配当の状況	60
2. 保険契約に関する指標等	61
（1）保有契約増加率	61
（2）新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	61
（3）新契約率（対年度始）	61
（4）解約失効率（対年度始）	61
（5）個人保険新契約平均保険料（月払契約）	61
（6）死亡率（個人保険主契約）	61
（7）特約発生率（個人保険）	62
（8）事業費率（対収入保険料）	62
（9）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	62
（10）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	62
（11）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	62
（12）未だ収受していない再保険金の額	63
（13）第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	63
3. 経理に関する指標等	63
（1）支払備金明細表	63
（2）責任準備金明細表	64
（3）責任準備金残高の内訳	64
（4）個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	64

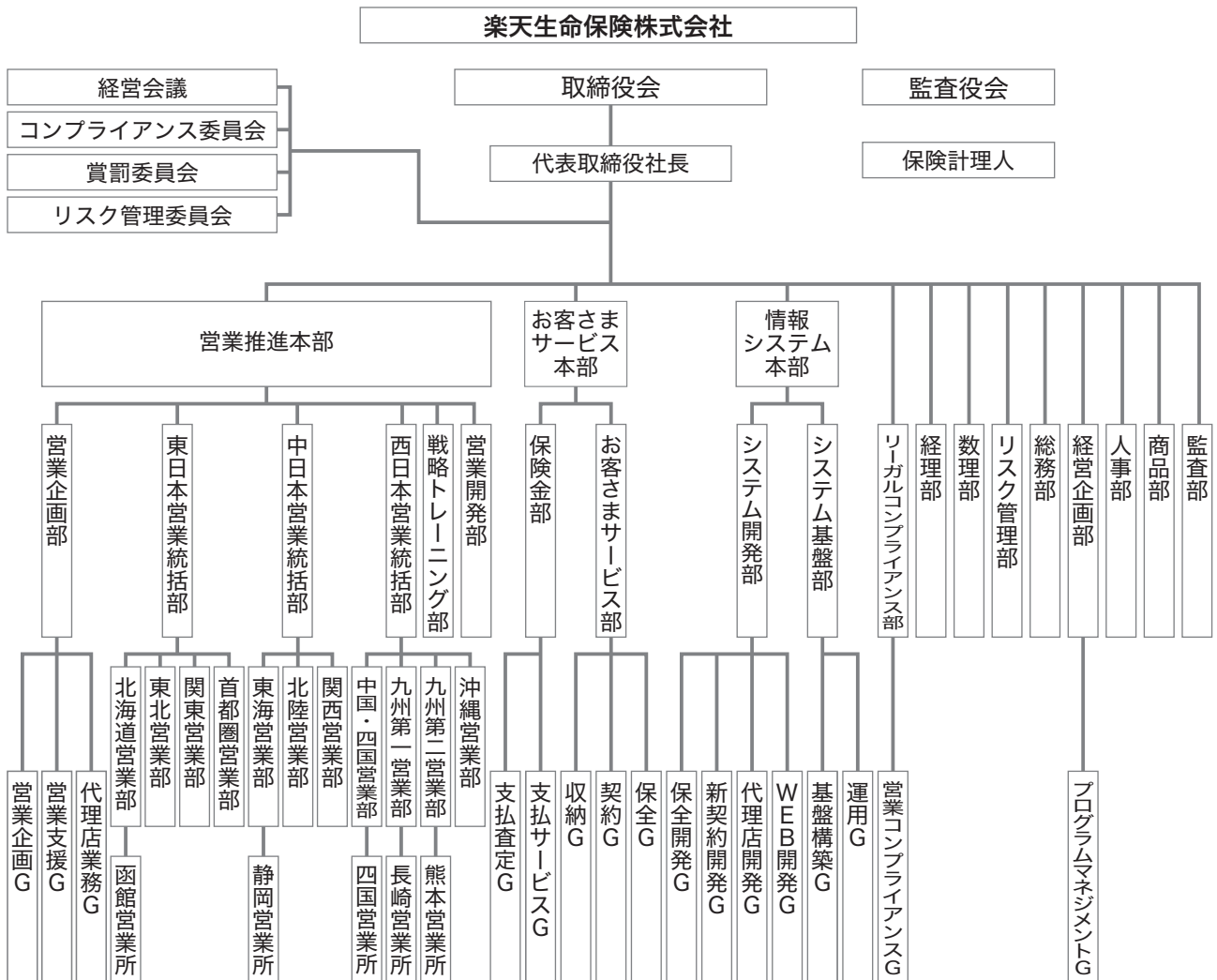
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る 一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	65
(6) 契約者配当準備金明細表.....	65
(7) 引当金明細表.....	65
(8) 特定海外債権引当勘定の状況.....	65
(9) 資本金等明細表.....	66
(10) 保険料明細表.....	66
(11) 保険金明細表.....	66
(12) 年金明細表.....	67
(13) 給付金明細表.....	67
(14) 解約返戻金明細表.....	67
(15) 減価償却費明細表.....	67
(16) 事業費明細表.....	67
(17) 税金明細表.....	68
(18) 借入金残存期間別残高.....	68
4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）.....	68
(1) 資産運用の概況.....	68
(2) 運用利回り.....	70
(3) 主要資産の平均残高.....	70
(4) 資産運用収益明細表.....	71
(5) 資産運用費用明細表.....	71
(6) 利息及び配当金等収入明細表.....	72
(7) 有価証券売却益明細表.....	72
(8) 有価証券売却損明細表.....	72
(9) 有価証券評価損明細表.....	72
(10) 商品有価証券明細表.....	72
(11) 商品有価証券売買高.....	72
(12) 有価証券明細表.....	72
(13) 有価証券の残存期間別残高.....	73
(14) 保有公社債の期末残高利回り.....	74
(15) 業種別株式保有明細表.....	74
(16) 貸付金明細表.....	74
(17) 貸付金残存期間別残高.....	74
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳.....	75
(19) 貸付金業種別内訳.....	76
(20) 貸付金使途別内訳.....	77
(21) 貸付金地域別内訳.....	77
(22) 貸付金担保別内訳.....	77
(23) 有形固定資産明細表.....	78
(24) 固定資産等処分益明細表.....	78
(25) 固定資産等処分損明細表.....	78
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表.....	79
(27) 海外投融資の状況.....	79
(28) 海外投融資利回り.....	79
(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）.....	80
(30) 各種ローン金利.....	80
(31) その他の資産明細表.....	80
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）.....	80
(1) 有価証券の時価情報.....	80
(2) 金銭の信託の時価情報.....	81
(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）.....	81
V. 特別勘定に関する指標等	82
VI. 保険会社及びその子会社等の状況.....	82

1. 会社概要

会社沿革

- 2007年 10月 東京都千代田区丸の内に生命保険準備会社として「エキスパートアライアンス保険準備株式会社」設立
- 2008年 2月 東京都港区台場に本社を移転
- 2008年 8月 生命保険業の免許を取得し、「アイリオ生命保険株式会社」に商号変更
- 2008年 10月 営業を開始
- 2010年 7月 楽天株式会社との間で資本・業務提携契約を締結
- 2010年 12月 楽天株式会社による株式の一部取得により同社の関連会社化
- 2012年 2月 エキスパートグループホールディングス株式会社を吸収合併
- 2012年 10月 楽天株式会社による株式の追加取得により同社の子会社化
- 2013年 4月 「楽天生命保険株式会社」に商号変更
- 2015年 7月 東京都世田谷区玉川に本社を移転
- 2016年 6月 北海道札幌市にコンタクトセンターを設立
- 2018年 7月 楽天の保険グループを構成する5社が共同株式移転の方式により持株会社「楽天インシュアランスホールディングス株式会社」を設立、同社の子会社化
- 2018年 8月 沖縄県那覇市にコンタクトセンターを設立
- 2019年 6月 楽天インシュアランスプランニング株式会社による「楽天保険の総合窓口」のサービス開始
当社のコールセンター機能などを同社へ統合

組織図 (2019年7月1日現在)



本社所在地

東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス

営業部

北海道営業部
東北営業部
関東営業部
首都圏営業部
東海営業部
北陸営業部
関西営業部
中国・四国営業部
九州第一営業部
九州第二営業部
沖縄営業部

主要な業務内容

生命保険の募集および引受業務を行っております。

資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
2007年10月 1日		10百万円	会社設立
2007年11月12日	295百万円	305百万円	株主割当増資
2008年 3月25日	295百万円	600百万円	資本準備金組入
2008年 8月15日	1,900百万円	2,500百万円	第三者割当増資
2018年10月31日	2,500百万円	5,000百万円	第三者割当増資

株式の総数

(2019年7月1日現在)

発行する株式の総数	100,000株
発行済株式の総数	13,258株
当年度末株主数	1名

株式の状況

(1) 発行済株式の種類

(2019年7月1日現在)

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	13,258株	普通株式には議決権が付与されています。

(2) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
楽天インシュアランスホールディングス株式会社	普通株式 13,258株	100.00%

(注) 普通株式には議決権が付与されています。

主要株主の状況

名称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	資本金 又は出資金	事業の内容	設立年月 日	株式等の総数等 に占める所有 株式等の割合
楽天インシュアランス ホールディングス 株式会社	東京都千代田区 神田美土代町 7番地	9,911 百万円 (2019年7月1日現在)	保険業・保険代理業を 行う子会社の経営管理 および付帯事業	2018年 7月2日	100.0%

役員構成 (2019年7月1日現在)

取締役及び監査役のうち女性の比率0% (男性9名 女性0名)

取締役会長	橋谷有造	常務執行役員	田中健一
代表取締役社長執行役員	新開保彦	執行役員	森茂夫
取締役常務執行役員	岩ヶ谷晃久	執行役員	青木晴樹
取締役	穂坂雅之	執行役員	包國勝之
取締役	並木哲也	執行役員	杉山蘭房
取締役	福田誠 *1	執行役員	齋藤光児
常勤監査役	原田満 *2		
監査役	森本大介 *2	*1 社外取締役	
監査役	倉橋博文 *2	*2 社外監査役	

会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

従業員の在籍・採用状況

区分	2017年度末 在籍数	2018年度末 在籍数	2017年度 採用数	2018年度 採用数	2018年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	297名	391名	61名	49名	37.5歳	3.4年
(男子)	165名	211名	40名	26名	40.0歳	3.0年
(女子)	132名	180名	21名	23名	34.6歳	3.9年
(総合職)	297名	391名	61名	49名	37.5歳	3.4年
(一般職)						
営業職員						
(男子)						
(女子)						

※人数算出対象：社員（執行役含む）、契約社員

※役員（含む社外）、出向者、派遣は含まない

平均給与(内勤職員)

(単位：千円)

区分	2018年3月	2019年3月
内勤職員	432	460

(注) 平均給与月額とは各年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含んでいません。

平均給与(営業職員)

該当ありません。

II. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	33,428	32,509	33,215	32,909	30,375
経常利益（又は経常損失）	1,775	714	1,357	△2,444	△2,126
基礎利益	1,711	391	59	△1,914	△2,319
当期純利益（又は当期純損失）	1,879	189	△470	△2,869	△2,119
資本金の額	2,500	2,500	2,500	2,500	5,000
発行済株式の総数	6,629株	6,629株	6,629株	6,629株	13,258株
総資産	29,615	32,488	34,661	37,577	41,105
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	19,452	21,610	24,795	29,411	33,494
貸付金残高	300	300	300	300	300
有価証券残高	11,636	14,114	16,676	15,699	19,145
ソルベンシー・マージン比率	1,403.1%	1,523.5%	1,262.3%	799.5%	887.5%
従業員数	240名	280名	277名	297名	391名
保有契約高	1,669,339	1,528,607	1,477,977	1,637,361	1,750,895
個人保険	1,669,339	1,528,607	1,434,251	1,366,260	1,283,961
個人年金保険	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	43,726	271,101	466,934
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

III. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2017年度末 (2018年3月31日現在)	2018年度末 (2019年3月31日現在)	科 目	2017年度末 (2018年3月31日現在)	2018年度末 (2019年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	4,020	5,501	保険契約準備金	31,324	35,295
預貯金	4,020	5,501	支払備金	1,913	1,800
買入金銭債権	9,182	9,058	責任準備金	29,411	33,494
有価証券	15,699	19,145	代理店借	741	791
国債	1,183	3,196	再保険借	272	8
地方債	799	886	その他負債	1,759	1,265
社債	13,716	11,652	未払法人税等	12	28
外国証券	—	3,410	未払金	146	134
貸付金	300	300	未払費用	1,432	984
一般貸付	300	300	預り金	53	66
有形固定資産	481	327	資産除去債務	85	18
建物	166	99	仮受金	29	33
建設仮勘定	49	17	退職給付引当金	193	152
その他の有形固定資産	265	210	価格変動準備金	30	34
無形固定資産	2,596	3,366	繰延税金負債	136	114
ソフトウェア	2,596	3,366	負債の部合計	34,458	37,662
代理店貸	—	7	(純資産の部)		
再保険貸	2,004	2	資本金	2,500	5,000
その他資産	3,292	3,395	資本剰余金	477	477
未収金	2,401	2,698	資本準備金	40	40
未収還付法人税等	73	—	その他資本剰余金	437	437
前払費用	718	601	利益剰余金	△209	△2,328
未収収益	39	48	利益準備金	14	14
預託金	49	44	その他利益剰余金	△223	△2,342
仮払金	3	2	繰越利益剰余金	△223	△2,342
その他の資産	6	0	株主資本合計	2,767	3,148
			その他有価証券評価差額金	350	294
			評価・換算差額等合計	350	294
			純資産の部合計	3,118	3,442
資産の部合計	37,577	41,105	負債及び純資産の部合計	37,577	41,105

貸借対照表に関する注記

2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)
<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法（定額法）によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(3) 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(4) 引当金の計上方法 ・退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。 当社は退職一時金制度の改定により、2014年6月1日時点で在職する支給対象者について、支給額を確定し、退職時に支給するものとしております。 なお、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p>	<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(3) 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(4) 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。 当社は退職一時金制度の改定により、2014年6月1日時点で在職する支給対象者について、支給額を確定し、退職時に支給するものとしております。 なお、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p>

2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)
<p>(7) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <p>① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>2. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 資産運用方針 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、安全性を第一義とし、流動性と収益性に留意しつつ、負債特性を考慮した健全な運用資産ポートフォリオの構築を図り、中・長期的に安定的な収益を確保することを基本的な方針としております。</p> <p>② 運用資産の内容及びそのリスク 資産運用方針に基づき、具体的には預貯金、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金により資産運用を行っております。買入金銭債権は、国内のクレジットカードローン及び住宅ローン等を裏付資産とする証券化商品に、金銭の信託は国内のリース債権、携帯端末割賦債権、住宅ローン債権等を組み入れた合同運用指定金銭信託に、有価証券は、その他有価証券として国債、地方債、社債（政府保証債を含む）、財投機関債に投資しております。 これらの買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券は主なリスクとして、市場リスク及び信用リスクに晒されております。また、貸付金、再保険貸及び未収金については信用リスクに晒されております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。</p> <p>③ リスク管理体制 資産運用リスク管理規程に従い、市場リスクについては、金利変動等に対する健全性指標（ソルベンシー・マージン比率）の影響の程度を定期的に測定することにより管理しております。信用リスクについては、保有する買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券を信用等级付け別に分類し、保有状況を定期的に把握することにより管理しております。また、貸付金、再保険貸及び未収金の信用リスクについては、自己査定実施時に相手先の信用調査を行い、リスクを確認しております。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項 主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。</p>	<p>(7) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <p>① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>2. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 資産運用方針 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、安全性を第一義とし、流動性と収益性に留意しつつ、負債特性を考慮した健全な運用資産ポートフォリオの構築を図り、中・長期的に安定的な収益を確保することを基本的な方針としております。</p> <p>② 運用資産の内容及びそのリスク 資産運用方針に基づき、具体的には預貯金、買入金銭債権、有価証券、貸付金により資産運用を行っております。買入金銭債権は、国内のクレジットカードローン及び住宅ローン等を裏付資産とする証券化商品に投資しております。有価証券は、満期保有目的、その他の目的として保有しており、国債、地方債、社債（政府保証債を含む）、財投機関債、円建ての外国証券に投資しております。 これらの買入金銭債権、有価証券は主なリスクとして、市場リスク及び信用リスクに晒されております。また、貸付金、再保険貸及び未収金については信用リスクに晒されております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。</p> <p>③ リスク管理体制 資産運用リスク管理規程に従い、市場リスクについては、金利変動等に対する健全性指標（ソルベンシー・マージン比率）の影響の程度を定期的に測定することにより管理しております。信用リスクについては、保有する買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券を信用等级付け別に分類し、保有状況を定期的に把握することにより管理しております。また、貸付金、再保険貸及び未収金の信用リスクについては、自己査定実施時に相手先の信用調査を行い、リスクを確認しております。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項 主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。</p>

2017年度 (2018年3月31日現在)				2018年度 (2019年3月31日現在)			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	4,020	4,020	—	(1) 現金及び預貯金	5,501	5,501	—
(2) 買入金銭債権	9,182	9,182	—	(2) 買入金銭債権	9,058	9,058	—
(3) 有価証券	15,699	15,699	—	(3) 有価証券	19,145	19,765	619
その他有価証券	15,699	15,699	—	満期保有目的の債券	6,978	7,598	619
(4) 貸付金	300	306	6	その他有価証券	12,167	12,167	—
(5) 再保険貸	2,004	2,004	—	(4) 貸付金	300	303	3
(6) 未収金 (未収還付法人税等含む)	2,475	2,475	—	(5) 再保険貸	2	2	—
				(6) 未収金	2,698	2,698	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預貯金、(5) 再保険貸及び(6) 未収金(未収還付法人税等含む)については、主に短期間で決済される予定であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買入金銭債権及び(3) 有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

(4) 貸付金は、固定金利貸付の時価について、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項

- ・ その他有価証券

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預貯金、(5) 再保険貸及び(6) 未収金については、主に短期間で決済される予定であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買入金銭債権及び(3) 有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

(4) 貸付金は、固定金利貸付の時価について、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)					(単位：百万円)				
	種類	取得原価 または 償却原価	貸借 対照表 計上額	差額		種類	貸借 対照表 計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	7,800	7,933	133	貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	—	—	—
	債券	13,339	13,720	380		債券	6,978	7,598	619
	①国債・ 地方債等	1,796	1,982	186		①国債・ 地方債等	4,083	4,495	412
	②社債	11,542	11,737	194		②社債	2,895	3,102	207
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	1,252	1,248	△3	貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	—	—	—
	債券	2,002	1,978	△24		債券	—	—	—
	①国債・ 地方債等	—	—	—		①国債・ 地方債等	—	—	—
	②社債	2,002	1,978	△24		②社債	—	—	—
合計		24,394	24,881	486	合計		6,978	7,598	619

② その他有価証券

(単位：百万円)				
	種類	取得原価 または 償却原価	貸借 対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	3,800	4,008	208
	債券	11,962	12,167	205
	①国債・ 地方債等	—	—	—
	②社債	11,962	12,167	205
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	5,054	5,050	△3
	債券	—	—	—
	①国債・ 地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
合計		20,816	21,225	409

2017年度 (2018年3月31日現在)						
(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額						
(単位：百万円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預貯金	4,020	—	—	—	—	—
買入金銭債権	5,247	—	—	—	600	3,200
有価証券	—	—	—	—	100	11,057
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	100	11,057
貸付金	—	—	—	300	—	—
再保険貸	2,004	—	—	—	—	—
未収金 (未収還付法人税等含む)	2,475	—	—	—	—	—
合計	13,748	—	—	300	700	14,257

3. 有形固定資産の減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額は441百万円であります。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
関係会社に対する金銭債権の総額は2百万円、金銭債務の総額は113百万円であります。

5. 繰延税金資産及び負債の発生的主要原因別の内訳
繰延税金資産の総額は2,519百万円、繰延税金負債の総額は151百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は2,504百万円であります。

繰延税金資産の発生的主要原因別内訳は、繰越欠損金1,402百万円、危険準備金554百万円、IBNR備金334百万円であります。繰延税金負債の発生的主要原因別内訳は、その他有価証券の評価差額136百万円あります。

当年度における法定実効税率は28.24%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の減少12.05%及び繰越欠損金期限切れ△38.20%であります。

2018年度 (2019年3月31日現在)						
(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額						
(単位：百万円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預貯金	5,501	—	—	—	—	—
買入金銭債権	5,053	—	—	600	—	3,200
有価証券	—	—	—	100	3,000	11,732
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	7,100
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	100	3,000	4,632
貸付金	—	—	300	—	—	—
再保険貸	2	—	—	—	—	—
未収金	2,698	—	—	—	—	—
合計	13,255	—	300	700	3,000	14,932

3. 有形固定資産の減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額は422百万円であります。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
関係会社に対する金銭債権の総額は530百万円、金銭債務の総額は220百万円であります。

5. 繰延税金資産及び負債の発生的主要原因別の内訳
繰延税金資産の総額は3,017百万円、繰延税金負債の総額は117百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は3,014百万円あります。

繰延税金資産の発生的主要原因別内訳は、繰越欠損金1,835百万円、危険準備金564百万円、IBNR備金358百万円あります。繰延税金負債の発生的主要原因別内訳は、その他有価証券の評価差額114百万円あります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は1,835百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は1,178百万円あります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りです。

	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	866	20	510	438	1,835
評価性引当額	△866	△20	△510	△438	△1,835
繰延税金資産	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)												
<p>6. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は2百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は0百万円であります。</p> <p>7. 1株当たりの純資産額は470,392円91銭であります。</p> <p>8. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は472百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>9. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 採用している退職給付制度の概要 当社は退職一時金制度の改定により、2014年6月1日時点で在職する支給対象者について、支給額を確定し、退職時に支給するものとしております。</p> <p>(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table data-bbox="247 913 782 1003"> <tr> <td>期首における退職給付債務</td> <td>217百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△23百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td>193百万円</td> </tr> </table>	期首における退職給付債務	217百万円	退職給付の支払額	△23百万円	期末における退職給付債務	193百万円	<p>6. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は5百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は0百万円であります。</p> <p>7. 1株当たりの純資産額は259,691円4銭であります。</p> <p>8. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は419百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>9. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 採用している退職給付制度の概要 当社は退職一時金制度の改定により、2014年6月1日時点で在職する支給対象者について、支給額を確定し、退職時に支給するものとしております。</p> <p>(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table data-bbox="893 913 1428 1003"> <tr> <td>期首における退職給付債務</td> <td>193百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△41百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td>152百万円</td> </tr> </table>	期首における退職給付債務	193百万円	退職給付の支払額	△41百万円	期末における退職給付債務	152百万円
期首における退職給付債務	217百万円												
退職給付の支払額	△23百万円												
期末における退職給付債務	193百万円												
期首における退職給付債務	193百万円												
退職給付の支払額	△41百万円												
期末における退職給付債務	152百万円												

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
	金 額	金 額
経常収益	32,909	30,375
保険料等収入	32,304	29,705
保険料	28,634	29,663
再保険収入	3,669	41
資産運用収益	563	527
利息及び配当金等収入	264	277
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	171	181
貸付金利息	3	3
その他利息配当金	89	92
金銭の信託運用益	0	—
有価証券売却益	298	249
その他経常収益	41	142
支払備金戻入額	—	113
その他の経常収益	41	29
経常費用	35,354	32,501
保険金等支払金	12,595	9,850
保険金	2,544	2,928
給付金	6,564	6,835
その他返戻金	1	1
再保険料	3,484	85
責任準備金等繰入額	5,042	4,083
支払備金繰入額	427	—
責任準備金繰入額	4,615	4,083
資産運用費用	206	24
支払利息	1	2
有価証券売却損	205	21
事業費	15,510	16,279
その他経常費用	1,998	2,263
税金	1,196	1,270
減価償却費	800	992
その他の経常費用	0	0
経常損失	△2,444	△2,126
特別利益	—	49
資産除去債務戻入益	—	27
移転補償金	—	21
特別損失	417	14
固定資産等処分損	0	10
価格変動準備金繰入額	4	4
貸倒損失	2	—
再保険協約解約損	410	—
税引前当期純損失	△2,862	△2,091
法人税及び住民税	24	28
法人税等調整額	△17	—
法人税等合計	7	28
当期純損失	△2,869	△2,119

損益計算書に関する注記

2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)								2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)							
1. 関係会社との取引による収益の総額は108百万円、費用の総額は1,003百万円であります。 2. 有価証券売却益の内訳は国債等債券298百万円であり、有価証券売却損の内訳は国債等債券205百万円であります。 3. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は220百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は93百万円であります。 4. 1株当たり当期純損失は432,904円62銭であります。 5. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。 (単位：百万円)								1. 関係会社との取引による収益の総額は788百万円、費用の総額は1,955百万円であります。 2. 有価証券売却益の内訳は国債等債券249百万円であり、有価証券売却損の内訳は国債等債券21百万円であります。 3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は2百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は0百万円あります。 4. 1株当たり当期純損失は225,715円53銭であります。 5. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。 (単位：百万円)							
属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	楽天銀行(株)	なし	金融商品関連の取引	信託受益権の取得	4,950	買入金銭債権	4,950	親会社の子会社	楽天銀行(株)	なし	金融商品関連の取引	信託受益権の取得	4,950	買入金銭債権	4,947
	親会社							親会社	楽天インシュアランスホールディングス(株)	被所有100%	役員の兼務、経営管理	増資	2,500	資本金	2,500
(注) 上記取引については、市場実勢を参考に、当社の資産運用方針に基づき決定しております。								(注) 上記取引については、市場実勢を参考に、当社の資産運用方針に基づき決定しております。							

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△2,862	△2,091
減価償却費	800	992
支払備金の増減額 (△は減少)	427	△113
責任準備金の増減額 (△は減少)	4,615	4,083
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△23	△41
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	4	4
利息及び配当金等収入	△265	△203
有価証券関係損益 (△は益)	△93	△227
支払利息	1	1
有形固定資産関係損益 (△は益)	0	10
代理店貸の増減額 (△は増加)	0	△7
再保険貸の増減額 (△は増加)	△210	2,002
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△573	△9
代理店借の増減額 (△は減少)	△30	49
再保険借の増減額 (△は減少)	△34	△263
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は減少)	660	△499
小 計	2,417	3,687
利息及び配当金等の受取額	258	217
利息の支払額	△1	△1
法人税等の支払額	△134	△12
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,540	3,890
投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の取得による支出	△5,300	△4,400
買入金銭債権の売却・償還による収入	4,674	4,594
有価証券の取得による支出	△10,856	△11,365
有価証券の売却・償還による収入	12,214	7,992
その他	△4	—
資産運用活動計	728	△3,178
(営業活動及び資産運用活動計)	(3,268)	(711)
有形固定資産の取得による支出	△1,340	△1,730
投資活動によるキャッシュ・フロー	△611	△4,909
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	2,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	2,500
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,928	1,481
現金及び現金同等物期首残高	2,641	4,570
現金及び現金同等物期末残高	4,570	6,051

(注) 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

4. 株主資本等変動計算書

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,500	40	437	477	14	△223	△209
当期変動額	—	—	—	—	—	—	—
新株の発行	2,500	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△2,119	△2,119
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	2,500	—	—	—	—	△2,119	△2,119
当期末残高	5,000	40	437	477	14	△2,342	△2,328

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,767	350	350	3,118
当期変動額	—	—	—	—
新株の発行	2,500	—	—	2,500
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純損失(△)	△2,119	—	—	△2,119
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	△55	△55	△55
当期変動額合計	380	△55	△55	324
当期末残高	3,148	294	294	3,442

2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,500	40	437	477	14	2,646	2,660
当期変動額	—	—	—	—	—	—	—
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△2,869	△2,869
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△2,869	△2,869
当期末残高	2,500	40	437	477	14	△223	△209

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,637	137	137	5,774
当期変動額	—	—	—	—
新株の発行	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純損失(△)	△2,869	—	—	△2,869
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	213	213	213
当期変動額合計	△2,869	213	213	△2,656
当期末残高	2,767	350	350	3,118

株主資本等変動計算書に関する注記

2017年度 (2018年3月31日現在)					2018年度 (2019年3月31日現在)				
1. 株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)					1. 株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)				
	当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数		当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数
発行済株式 普通株式	6,629	—	—	6,629	発行済株式 普通株式	6,629	6,629	—	13,258
合計	6,629	—	—	6,629	合計	6,629	6,629	—	13,258

5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小 計	—	—
(対合計比)	(—)	(—)
正常債権	300	300
合 計	300	300

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

該当ありません。

7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	9,998	10,767
資本金等	2,767	3,148
価格変動準備金	30	34
危険準備金	1,981	2,016
一般貸倒引当金	—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	438	368
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	6,175	6,861
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△1,395	△1,662
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	2,500	2,426
保険リスク相当額 R_1	946	982
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	988	981
予定利率リスク相当額 R_2	3	3
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	1,416	1,249
経営管理リスク相当額 R_4	100	96
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{\left(\frac{1}{2}\right) \times (B)} \times 100$	799.5%	887.5%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

（1）有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時 価	差損益			帳簿価額	時 価	差損益		
			差 益	差 損	差 益			差 損		
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	6,978	7,598	619	619	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	24,394	24,881	486	514	△27	20,816	21,225	409	413	△3
公社債	15,342	15,699	356	380	△24	8,572	8,757	184	184	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	3,389	3,410	20	20	—
公社債	—	—	—	—	—	3,389	3,410	20	20	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	9,052	9,182	130	133	△3	8,854	9,058	204	208	△3
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	24,394	24,881	486	514	△27	27,795	28,824	1,028	1,032	△3
公社債	15,342	15,699	356	380	△24	15,551	16,355	804	804	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	3,389	3,410	20	20	—
公社債	—	—	—	—	—	3,389	3,410	20	20	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	9,052	9,182	130	133	△3	8,854	9,058	204	208	△3
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 本表には、金銭の信託を含んでおりません。

○ 満期保有目的の債券

区 分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	6,978	7,598	619
公社債	—	—	—	6,978	7,598	619
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

○ 責任準備金対応債券

該当ありません。

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差 額	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えるもの	21,139	21,654	514	15,762	16,175	413
公社債	13,339	13,720	380	8,572	8,757	184
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	3,389	3,410	20
その他の証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	7,800	7,933	133	3,800	4,008	208
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えないもの	3,254	3,227	△27	5,054	5,050	△3
公社債	2,002	1,978	△24	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	1,252	1,248	△3	5,054	5,050	△3
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、保有しておりません。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	2017年度	2018年度
基礎利益 A	△1,914	△2,319
キャピタル収益	298	249
金銭の信託運用益	0	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	298	249
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	205	21
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	205	21
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	93	227
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	△1,821	△2,091
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	623	34
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	623	34
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△623	△34
経常損失 A + B + C	△2,444	△2,126

11. 区分経理の状況

当社では、エキスパートアライアンス株式会社から承継した共済契約（共済商品区分）と当社が締結した保険契約（保険商品区分）について、会社の定める基準により損益等を区分して管理しております。

①損益の状況

（単位：百万円）

科 目	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)		2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
	保険商品区分	共済商品区分	保険商品区分	共済商品区分
経常収益	13,527	19,381	16,766	13,608
保険料等収入	13,261	19,043	16,533	13,172
(保険料)	(13,249)	(15,384)	(16,491)	(13,172)
(再保険収入)	(11)	(3,658)	(41)	—
資産運用収益	244	319	261	266
その他経常収益	22	19	△ 28	170
経常費用	17,524	17,830	20,680	11,821
保険金等支払金	3,150	9,445	3,906	5,943
(保険金・給付金)	(3,115)	(5,994)	(3,821)	(5,943)
(再保険料)	(34)	(3,450)	(85)	—
責任準備金等繰入額	3,633	1,409	4,374	△ 291
資産運用費用	89	117	13	11
事業費	9,308	6,201	10,776	5,503
その他経常費用	1,342	656	1,609	654
経常利益又は経常損失 (△)	△3,996	1,551	△ 3,914	1,787

〈損益の区分方法の概要〉

損益の各商品区分への区分方法の概要は次のとおりです。

- ①保険契約関係損益項目(再保険収入を含む保険料等収入、再保険料を含む保険金等支払金、責任準備金等の繰入・戻入額)については、項目ごとに各商品区分に直課(帰属する商品区分が明らかであり、当該区分に直接計上することをいいます)しております。
- ②資産運用収益および資産運用費用については、原則として、各商品区分の年央保険契約準備金(支払備金および責任準備金の合計額)比により配賦しております。
- ③事業費については、直課可能な費目は各商品区分に直課し、その他の費目はその内容に応じて、各商品区分の業務量比(職員給与等の人件費の配賦)、経過保有保険契約件数比等合理的な基準により配賦しております。
- ④その他経常収益・経常費用および特別損益については、直課可能な項目は各商品区分に直課し、その他の項目はその内容に応じて、収入保険料比、経過保有保険契約件数比、職員給与比等合理的な基準により配賦しております。

〈参考：経常利益等の明細 (基礎利益)〉

（単位：百万円）

		2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)		2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
		保険商品区分	共済商品区分	保険商品区分	共済商品区分
基礎利益	A	△ 3,806	1,891	△ 3,801	1,481
キャピタル損益	B	40	52	113	114
臨時損益	C	△ 230	△ 392	△ 225	191
(危険準備金繰入額)		(230)	(392)	(225)	(△191)
経常利益 (△は経常損失) A+B+C		△ 3,996	1,551	△ 3,914	1,787

②資産・負債等の状況

(単位：百万円)

科 目	2017年度末 (2018年3月31日現在)		2018年度末 (2019年3月31日現在)	
	保険商品区分	共済商品区分	保険商品区分	共済商品区分
資産の部合計	17,922	33,576	24,075	34,698
(資産の部内訳)				
現金及び預貯金	1,833	2,186	2,918	2,582
買入金銭債権	4,187	4,995	4,806	4,252
有価証券	7,158	8,540	10,158	8,987
貸付金	136	163	159	140
その他資産	4,606	17,690	6,032	18,734
負債の部合計	35,137	18,070	45,234	17,423
(負債の部内訳)				
保険契約準備金	14,699	16,625	18,726	16,568
(支払備金)	(649)	(1,264)	(697)	(1,103)
(責任準備金)	(14,050)	(15,361)	(18,029)	(15,464)
その他負債	20,437	1,444	26,508	854
純資産の部合計	△ 17,215	15,506	△ 21,159	17,274
(純資産の部内訳)				
剰余金	△ 17,368	15,308	△ 21,282	17,103
評価・換算差額等合計	153	197	123	171
負債及び純資産の部合計	17,922	33,576	24,075	34,698

〈資産・負債等の区分方法の概要〉

資産・負債等の各商品区分への区分方法の概要は次のとおりです。

- ①保険契約関係資産・負債項目（支払備金、責任準備金、再保険借）については、項目ごとに各商品区分に直課しております。
- ②保険契約関係以外の資産・負債項目および評価・換算差額等については、直課可能な項目は各商品区分に直課し、その他の項目はその内容に応じて、事業年度末保険契約準備金比、職員給与比、事業費比等合理的な基準により配賦しております。

12. 会計監査人による監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

13. 代表者による財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

代表取締役社長は、2018年度における財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認していません。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

IV. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

6～8ページをご覧ください。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2017年度末				2018年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	866	100.0	13,662	95.3	864	99.8	12,839	94.0
個人年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	2,711	620.0	—	—	4,669	172.2
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—

新契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2017年度						2018年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	318	101.2	1,207	122.0	1,207	—	324	101.8	1,556	128.9	1,556	—
個人年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	62	972.5	62	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 団体保険の新契約高は、新契約として計上された月の単月の新契約高を表します。

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	29,277	103.4	29,680	101.4
個人年金保険	—	—	—	—
合 計	29,277	103.4	29,680	101.4
うち医療保障・生前給付保障等	21,216	105.8	22,222	104.7

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	3,663	128.0	4,748	129.6
個人年金保険	—	—	—	—
合 計	3,663	128.0	4,748	129.6
うち医療保障・生前給付保障等	2,986	125.6	3,953	132.4

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保有金額	
			2017年度末	2018年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	1,366,260	1,283,961
		個人年金保険	—	—
		団体保険	271,101	466,934
		団体年金保険	—	—
		その他共計	1,637,361	1,750,895
	災害死亡	個人保険	(109,833)	(109,537)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計		(109,833)	(109,537)	
その他の条件付死亡	個人保険	(904,421)	(712,129)	
	個人年金保険	(—)	(—)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
	その他共計	(904,421)	(712,129)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	—	—
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	—	—
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計		(—)	(—)	
その他	個人保険	—	—	
	個人年金保険	—	—	
	団体保険	—	—	
	団体年金保険	—	—	
	その他共計	—	—	
入院保障	災害入院	個人保険	(2,429)	(2,573)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(2,429)	(2,573)
	疾病入院	個人保険	(2,167)	(2,318)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計		(2,167)	(2,318)	
その他の条件付入院	個人保険	(1,000)	(835)	
	個人年金保険	(—)	(—)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
	その他共計	(1,000)	(835)	

(注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。また、入院保障の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

2. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。

業務の状況を示す指標等

(単位：件)

区 分		保有件数	
		2017年度末	2018年度末
障害保障	個人保険	54,693	53,976
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	54,693	53,976
手術保障	個人保険	411,692	403,044
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	411,692	403,044

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額	
		2017年度末	2018年度末
死亡保険	終身保険	—	—
	定期付終身保険	—	—
	定期保険	837,288	864,355
	その他共計	1,366,260	1,283,961
生死混合保険	養老保険	—	—
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	その他共計	—	—
生存保険		—	—
年金保険	個人年金保険	—	—
災害・疾病関係特約	災害割増特約	—	—
	傷害特約	—	—
	災害入院特約	—	—
	疾病特約	—	12,562
	成人病特約	—	9,602
	その他の条件付入院特約	114	100

(注) 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(6) 個人保険及び個人年金保険契約種別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区 分		保有契約年換算保険料	
		2017年度末	2018年度末
死亡保険	終身保険	—	—
	定期付終身保険	—	—
	定期保険	4,618	4,643
	その他共計	8,060	7,457
生死混合保険	養老保険	—	—
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	その他共計	—	—
生存保険		—	—
年金保険	個人年金保険	—	—

(7) 契約者配当の状況

該当ありません。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	△4.7	△6.0
個人年金保険	—	—
団体保険	620.0	172.2
団体年金保険	—	—

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	2017年度	2018年度
新契約平均保険金	5,914	6,766
保有契約平均保険金	5,935	5,947

(注) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金は、それぞれ分子は新契約高、保有契約高、分母は新契約件数、保有契約件数として算出していますが、家族の死亡保障に関する特約や死亡保障のない医療保険等については、計算対象から除いています。

(3) 新契約率（対年度始）

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	8.4	11.4
個人年金保険	—	—
団体保険	14.4	—

(注) 転換契約は含んでいません。

(4) 解約失効率（対年度始）

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	10.8	15.9
個人年金保険	—	—
団体保険	—	—

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

2017年度	2018年度
3,936	4,639

(注) 転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

(単位：‰)

件数率		金額率	
2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
3.41	3.56	1.78	1.88

(7) 特約発生率（個人保険）

（単位：％）

区 分		2017年度	2018年度
災害死亡保障契約	件 数	—	—
	金 額	—	—
障害保障契約	件 数	—	—
	金 額	—	—
災害入院保障契約	件 数	—	—
	金 額	—	—
疾病入院保障契約	件 数	—	—
	金 額	—	—
成人病入院保障契約	件 数	30.633	37.745
	金 額	758.946	1,004.483
疾病・傷害手術保障契約	件 数	—	—
成人病手術保障契約	件 数	15.439	19.049

(8) 事業費率（対収入保険料）

（単位：％）

2017年度	2018年度
54.2	54.9

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

（単位：社）

2017年度	2018年度
2 (1)	2 (1)

(注) () 内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

（単位：％）

2017年度	2018年度
100.0 (0.5)	100.0 (36.4)

(注) () 内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

（単位：％）

格付区分	2017年度	2018年度
A以上	100.0 (0.5)	100.0 (36.4)

(注) 1. 格付はS&P社によるものに基づいております。

2. () 内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2017年度	2018年度
129 (0)	2 (2)

(注) () 内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2017年度	2018年度
第三分野発生率	32.1	32.3
医療（疾病）	33.1	33.0
がん	35.1	35.0
介護	—	—
その他	23.3	25.7

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末	
保 険 金	死亡保険金	652	515
	災害保険金	7	14
	高度障害保険金	68	35
	満期保険金	—	—
	その他	8	3
	小計	736	569
年金	—	—	
給付金	1,174	1,229	
解約返戻金	—	—	
保険金据置支払金	—	—	
その他共計	1,913	1,800	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2017年度末	2018年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険	27,367	31,433
	(一般勘定)	27,367	31,433
	(特別勘定)	—	—
	個人年金保険	—	—
	(一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	団体保険	61	44
	(一般勘定)	61	44
	(特別勘定)	—	—
	団体年金保険	—	—
(一般勘定)	—	—	
(特別勘定)	—	—	
その他	—	—	
(一般勘定)	—	—	
(特別勘定)	—	—	
小計	27,429	31,477	
(一般勘定)	27,429	31,477	
(特別勘定)	—	—	
危険準備金		1,981	2,016
合 計		29,411	33,494
(一般勘定)		29,411	33,494
(特別勘定)		—	—

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2017年度末	27,112	316	—	1,981	29,411
2018年度末	31,215	262	—	2,016	33,494

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

		2017年度末	2018年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100%	100%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険を対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	—	—
1981年度～1985年度	—	—
1986年度～1990年度	—	—
1991年度～1995年度	—	—
1996年度～2000年度	274	2.00 %
2001年度～2005年度	7,800	1.50 %
2006年度～2010年度	4,303	1.50 %
2011年度	1,448	1.50 %
2012年度	2,078	1.50 %
2013年度	2,859	1.00 %
2014年度	3,496	1.00 %
2015年度	3,354	1.00 %
2016年度	2,448	1.00 %
2017年度	2,177	0.25 %
2018年度	1,192	0.25 %

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険の責任準備金を記載しています。
 2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

(7) 引当金明細表

（単位：百万円）

		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	
	個別貸倒引当金	—	—	—	
退職給付引当金		193	152	△41	貸借対照表注記1.(4)をご参照ください
価格変動準備金		30	34	4	貸借対照表注記1.(5)をご参照ください

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資本金		2,500	2,500	—	5,000	
うち 既発行株式	普通株式	(6,629株) 2,500	(6,629株) 2,500	(一株) —	(13,258株) 5,000	
	計	(6,629株) 2,500	(6,629株) 2,500	(一株) —	(13,258株) 5,000	
資本剰余金						
資本準備金		40	—	—	40	
その他資本剰余金		437	—	—	437	
計		477	—	—	477	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	28,430	29,076
（うち一時払）	(—)	(—)
（うち年払）	(101)	(92)
（うち半年払）	(—)	(—)
（うち月払）	(28,329)	(28,984)
個人年金保険	—	—
（うち一時払）	(—)	(—)
（うち年払）	(—)	(—)
（うち半年払）	(—)	(—)
（うち月払）	(—)	(—)
団体保険	204	587
団体年金保険	—	—
その他共計	28,634	29,663

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財 形 保 険 財形年金保険	その他の 保 険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
死亡保険金	2,336	—	169	—	—	—	2,505	2,165
災害保険金	61	—	—	—	—	—	61	37
高度障害保険金	291	—	2	—	—	—	294	266
満期保険金	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	67	—	—	—	—	—	67	75
合 計	2,756	—	171	—	—	—	2,928	2,544

(12) 年金明細表

該当ありません。

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財 形 保 険 財形年金保険	その他の 保 険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
死亡給付金	—	—	—	—	—	—	—	—
入院給付金	3,241	—	—	—	—	—	3,241	3,153
手術給付金	1,865	—	—	—	—	—	1,865	1,854
障害給付金	198	—	—	—	—	—	198	180
生存給付金	25	—	—	—	—	—	25	14
その他	1,503	—	—	—	—	—	1,503	1,361
合 計	6,835	—	—	—	—	—	6,835	6,564

(14) 解約返戻金明細表

該当ありません。

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	749	135	422	327	56.4%
建物	122	26	23	99	19.1%
リース資産	—	—	—	—	—
建設仮勘定	17	—	—	17	—
その他の有形固定資産	609	108	399	210	65.5%
無形固定資産	8,690	857	5,323	3,366	61.3%
合 計	9,440	992	5,746	3,693	60.9%

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
営業活動費	6,532	6,614
営業管理費	2,304	2,179
一般管理費	6,673	7,485
合 計	15,510	16,279

※ 「一般管理費」には、生命保険契約者保護機構に対する負担金（2017年度35百万円、2018年度31百万円）が含まれています。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国税	894	955
消費税	844	887
地方法人特別税	26	27
印紙税	22	23
登録免許税	0	17
その他の国税	—	—
地方税	302	314
地方消費税	227	239
法人事業税	64	65
固定資産税	3	3
事業所税	6	5
その他の地方税	—	—
合計	1,196	1,270

(18) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1) 資産運用の概況

① 2018年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2018年度の国内経済は、実質暦年のGDP成長率が対前年比で+0.8%増となり、+1.9%増の前年と比べると低成長であったものの、7年連続のプラス成長を維持しました。年の終盤には、米中貿易戦争を主な要因として先行きへの懸念が強まり、米国株価の下落につられる形で日本の株式市場も低迷しました。

当社の主たる運用対象である国内債券市場は、日銀のマイナス金利政策の継続及び投資家からの需要を背景に、依然として低金利が継続する厳しい運用環境となり、期末の利回りは10年国債 $\Delta 0.081\%$ 、20年国債0.339%、30年国債 0.505%となっております。

ロ. 当社の運用方針

当社の資産運用にあたっては、保険金及び給付金を将来にわたって確実に支払うことができるよう、安全性、流動性及び収益性の確保が重要な使命と考えております。

安全性を第一義とし流動性及び収益性を重視した運用資産ポートフォリオの構築を図りつつ、運用環境の変化に対応しながら、中・長期的に安定的な収益の確保を目標とし、リスク分散を図りながら有価証券主体の運用を行っています。

ハ. 運用実績の概況

2018年度末の一般勘定資産は、41,105百万円と前年度末比109.4%となり、運用資産は34,006百万円と同116.5%となりました。運用は主として、高格付社債、サムライ債、ユーロ円債に投資をしました。また、ポートフォリオの金利感応度を減少させることを主な目的として債券入替えを行いました。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度		2018年度	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	4,020	10.6	5,501	13.4
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	9,182	24.3	9,058	22.0
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	15,699	41.5	19,145	46.6
公社債	15,699	41.5	15,735	38.3
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	3,410	8.3
公社債	—	—	3,410	8.3
株式等	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	300	0.8	300	0.7
保険約款貸付	—	—	—	—
一般貸付	300	0.8	300	0.7
不動産	166	0.4	99	0.2
繰延税金資産	—	—	—	—
その他	8,208	21.8	7,000	17.0
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	37,577	100.0	41,105	100.0
うち外貨建資産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	2,928	1,481
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	629	△123
商品有価証券	—	—
金銭の信託	△1,000	—
有価証券	△976	3,446
公社債	△976	36
株式	—	—
外国証券	—	3,410
公社債	—	3,410
株式等	—	—
その他の証券	—	—
貸付金	—	—
保険約款貸付	—	—
一般貸付	—	—
不動産	△1	△67
繰延税金資産	—	—
その他	1,336	△1,208
貸倒引当金	—	—
合 計	2,915	3,528
うち外貨建資産	—	—

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1.10	1.11
商品有価証券	—	—
金銭の信託	0.07	—
有価証券	0.99	1.11
うち公社債	0.99	1.12
うち株式	—	—
うち外国証券	—	0.70
貸付金	1.32	1.32
うち一般貸付	1.32	1.32
不動産	—	—
一般勘定計	0.71	0.68

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 海外投融資は、円建資産のみです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	3,789	8,467
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	8,159	8,357
商品有価証券	—	—
金銭の信託	289	—
有価証券	17,377	16,345
うち公社債	17,377	15,819
うち株式	—	—
うち外国証券	—	525
貸付金	300	300
うち一般貸付	300	300
不動産	—	—
一般勘定計	36,913	40,449
うち海外投融資	—	525

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
利息及び配当金等収入	264	277
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	0	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	298	249
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	—	—
合 計	563	527

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
支払利息	1	2
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	205	21
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	—	—
合 計	206	24

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	171	181
公社債利息	171	177
株式配当金	—	—
外国証券利息配当金	—	3
貸付金利息	3	3
不動産賃貸料	—	—
その他共計	264	277

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国債等債券	298	249
株式等	—	—
外国証券	—	—
その他共計	298	249

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国債等債券	205	21
株式等	—	—
外国証券	—	—
その他共計	205	21

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国債	1,183	7.5	3,196	16.7
地方債	799	5.1	886	4.6
社債	13,716	87.4	11,652	60.9
うち公社・公団債	1,712	10.9	4,081	21.3
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	3,410	17.8
公社債	—	—	3,410	17.8
株式等	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合 計	15,699	100.0	19,145	100.0

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度末						合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
有価証券	—	—	100	1,525	524	13,547	15,699
国債	—	—	—	—	—	1,183	1,183
地方債	—	—	—	—	—	799	799
社債	—	—	100	1,525	524	11,564	13,716
株式						—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	5,249	—	619	—	—	3,313	9,182
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

区 分	2018年度末						合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
有価証券	—	—	3,114	2,196	1,126	12,708	19,145
国債	—	—	—	—	—	3,196	3,196
地方債	—	—	—	—	—	886	886
社債	—	—	306	2,196	523	8,625	11,652
株式						—	—
外国証券	—	—	2,807	—	602	—	3,410
公社債	—	—	2,807	—	602	—	3,410
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	5,050	—	618	—	332	3,056	9,058
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—

(14) 保有公社債の期末残高利回り

区 分	2017年度末	2018年度末
公社債	1.09%	1.17%
外国公社債	—	0.68%

(15) 業種別株式保有明細表

該当ありません。

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
保険約款貸付	—	—
契約者貸付	—	—
保険料振替貸付	—	—
一般貸付	300	300
(うち非居住者貸付)	(—)	(—)
企業貸付	300	300
(うち国内企業向け)	(300)	(300)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	—	—
住宅ローン	—	—
消費者ローン	—	—
その他	—	—
合 計	300	300

(17) 貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
2017年度末	変動金利	—	—	—	—	—	—
	固定金利	—	—	300	—	—	300
	一般貸付計	—	—	300	—	—	300
2018年度末	変動金利	—	—	—	—	—	—
	固定金利	—	300	—	—	—	300
	一般貸付計	—	300	—	—	—	300

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区 分		2017年度末		2018年度末	
			占 率		占 率
大企業	貸付先数	1	100.0	1	100.0
	金 額	300	100.0	300	100.0
中堅企業	貸付先数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
中小企業	貸付先数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
国内企業向け貸付計		1	100.0	1	100.0
		300	100.0	300	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業 種	①右の②～④を 除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	従業員 300名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 50名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上
中堅企業		資本金 3億円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	

(19) 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
製造業	—	—	—	—
食料	—	—	—	—
繊維	—	—	—	—
木材・木製品	—	—	—	—
パルプ・紙	—	—	—	—
印刷	—	—	—	—
化学	—	—	—	—
石油・石炭	—	—	—	—
窯業・土石	—	—	—	—
鉄鋼	—	—	—	—
非鉄金属	—	—	—	—
金属製品	—	—	—	—
はん用・生産用・業務用機械	—	—	—	—
電気機械	—	—	—	—
輸送用機械	—	—	—	—
その他の製造業	—	—	—	—
国内向け				
農業・林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業	—	—	—	—
小売業	—	—	—	—
金融業、保険業	300	100.0	300	100.0
不動産業	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—
地方公共団体	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	—	—	—	—
合 計	300	100.0	300	100.0
海外向け				
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
商工業（等）	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—
一般貸付計	300	100.0	300	100.0

(20) 貸付金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
設備資金	—	—	—	—
運転資金	300	100.0	300	100.0

(21) 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
北海道	—	—	—	—
東北	—	—	—	—
関東	300	100.0	300	100.0
中部	—	—	—	—
近畿	—	—	—	—
中国	—	—	—	—
四国	—	—	—	—
九州	—	—	—	—
合 計	300	100.0	300	100.0

(注) 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

(22) 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
担保貸付	—	—	—	—
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	—	—	—	—
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—
信用貸付	300	100.0	300	100.0
その他	—	—	—	—
一般貸付計	300	100.0	300	100.0
うち劣後特約付貸付	—	—	—	—

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累 計 額	償 却 累 計 率
2017年度	土地	—	—	—	—	—	—
	建物	168	20	0	22	74	31.0%
	リース資産	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	75	46	72	—	49	—
	その他の有形固定資産	265	109	0	110	366	58.0%
	合 計	509	176	72	132	441	47.8%
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—
2018年度	土地	—	—	—	—	—	—
	建物	166	85	126	26	99	19.1%
	リース資産	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	49	25	56	—	17	—
	その他の有形固定資産	265	81	27	108	399	65.5%
	合 計	481	192	211	135	422	56.4%
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
不動産残高	166	99
営業用	166	99
賃貸用	—	—
賃貸用ビル保有数	—	—

(24) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
有形固定資産	0	7
土地	—	—
建物	0	6
リース資産	—	—
その他	—	1
無形固定資産	—	2
その他	—	—
合 計	0	10
うち賃貸等不動産	—	—

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	—	—	—	—
公社債（円建外債）・その他	—	—	3,410	100.0
小計	—	—	3,410	100.0

二. 合 計

(単位：百万円、%)

海外投融資	—	—	3,410	100.0
-------	---	---	-------	-------

②地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末								2018年度末							
	外国証券						非居住者貸付		外国証券						非居住者貸付	
	公社債		株式等						公社債		株式等					
金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
北米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ヨーロッパ	—	—	—	—	—	—	—	2,004	58.8	2,004	58.8	—	—	—	—	
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	803	23.6	803	23.6	—	—	—	—	
アジア	—	—	—	—	—	—	—	602	17.7	602	17.7	—	—	—	—	
中南米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	—	—	3,410	100.0	3,410	100.0	—	—	—	—	

③外貨建資産の通貨別構成

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

2017年度	2018年度
—	0.70%

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却 累計額	期末残高	摘要
立替金	6	141	△147	—	0	
合計	6	141	△147	—	0	

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損				差益	差損	
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	6,978	7,598	619	619	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	24,394	24,881	486	514	△27	20,816	21,225	409	413	△3
公社債	15,342	15,699	356	380	△24	8,572	8,757	184	184	-
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	3,389	3,410	20	20	-
公社債	—	—	—	—	—	3,389	3,410	20	20	-
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-
買入金銭債権	9,052	9,182	130	133	△3	8,854	9,058	204	208	△3
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-
合計	24,394	24,881	486	514	△27	27,795	28,824	1,028	1,032	△3
公社債	15,342	15,699	356	380	△24	15,551	16,355	804	804	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	3,389	3,410	20	20	—
公社債	—	—	—	—	—	3,389	3,410	20	20	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	9,052	9,182	130	133	△3	8,854	9,058	204	208	△3
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 本表には、金銭の信託を含んでおりません。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、保有しておりません

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

該当ありません。

V. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

VI. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

